

自治研究かなかわ

5
No.11

1978

昭和51年度県内自治体の
特集 決算をどうみるか

もくじ ◆◆ CONTENTS

はじめに	3
I 税金とその行方	4
II 財政の大きさと帳じり	7
III 財源はどう確保されたか	10
(歳入)	
IV 税金等はどう使われたか	15
(歳出)	
目的別歳出	15
性質別歳出	19
むすび	25
「財政用語のてびき」	26
「資料編」	35



神奈川県地方自治研究センター

はんれい ◇◇◇ 凡 例

1. 決算額…… 特にことわりのない限り普通会計（地方公営企業会計を除いたもの）の昭和51年度の決算額をいいます。
2. 大都市…… 県内の政令指定都市（横浜・川崎）の合計をさします。全国の政令指定都市は大阪・名古屋・京都・横浜・神戸・北九州・札幌・川崎・福岡の9市であり、ここではその合計額をさします。
3. 中都市…… 県内の中都市とは、昭和50年の国勢調査人口で15万人以上の都市（横須賀・平塚・鎌倉・藤沢・小田原・茅ヶ崎・相模原の7市）であり、その合計額をさします。全国の中都市は、昭和50年国勢調査人口が10万人以上の都市をいい、ここではその合計額をさします。
4. 小都市…… 県内の中都市とは、上記以外の10万未満の都市であり（逗子・三浦・秦野・厚木・大和・伊勢原・海老名・座間・南足柄の9市），ここではその合計額をさします。昭和45年当時の決算額も、海老名・座間・南足柄は町であったわけですが、小都市に含めて計算しています。全国の中都市は、上記の中都市以外の人口10万人未満の都市をいい、ここではその合計額をさします。
5. 都 市…… 政令指定都市以外の市をいい、ここではその合計額をさします。
6. 町 村…… 県内の町村（18町1村）をいい、ここではその合計額をさします。昭和45年当時の町から海老名・座間・南足柄の分はさし引いてあります。
7. 人 口…… ここで使われている人口は特にことわりのない限り、昭和52年3月31日現在の上記の区分に従った住民基本台帳の登録人口を基準にしています（年度末人口）。住民1人あたりの額もこの基準で算出しました。
8. 職員数…… 昭和52年4月1日現在の普通会計から給料が支払われる職員の総数をさします。公営企業会計分は除かれています。
9. 表示計数…… 各項目についての計数は表示されている単位未満の数を四捨五入したものです。したがってその内訳は合計と一致しない場合があります。

昭和51年度

県内自治体の決算をどう見るか

— わかりやすい財政分析をめざして —

はじめに

住民生活に日常的に接している役所は、市町村です。市町村では法律で決められた仕事を行うことと、その自治体独自の判断で行う仕事とが混在し、仕事を行う基礎となる財源が複雑にいり込んでいます。さらに国と市町村との中間的位置に県があり、ここでも住民生活にかかわりの深い多くの仕事をしています。この県と市町村の役割分担も、法律や規則・条例で決められてはいるものの、必ずしも明確ではなく、多くの重複した仕事を行っています。

こうした複雑なしくみの中で、住民が負担している税金や負担金が、どこをどう流れ、どう使われているか、わかりにくいものになってしまっています。予算・決算という形式で議会の議決を経てはいるものの、住民一般にはほとんど目にふれることなく過されてきました。いや事業を執行する当事者である職員ですら、担当する仕事には精通していても全体的なものをつかみきるまでには大変な努力を必要とします。

ここでは、できるだけわかりやすく、全体的な流れをつかむことを中心にして、作業をすすめてみました。したがって、具体的な個々の事業内容

にたちいることができないまま終っていますし、個別の自治体にたちいることをできるだけ避けています。また、学問的な考察もおさえながら、アウトラインの追求に重点がおかれていています。

そのためできるだけ客観的な見解にとどめているので、多くの不十分さがみられます。財政の問題を本格的に取組むための討議の素材として提起でき得たなら、成功だと考えています。

[参考資料]

- 市町村税財政概要 (県市町村課)
- 市町村財政事情ダイジェスト (")
- 県税便覧 (県税務課)
- 地方財政統計年報 (自治省)
- 地方財政白書 (")
- 都道府県決算状況調 (")
- 市町村決算状況調 (")
- 地方公務員給与の実態 (")
- 全国市町村要覧 (")
- 公共施設状況調 (")

I 税金の額とその行方

住民はさまざまな税の負担をしています。税金は基本となるそれぞれの税法にもとづき課税され、国民の義務として納税します。そして住民は納税の義務に対する反対給付として国・地方自治体をとおしてさまざまなサービスをうけることになります。

納めた税金にみあうサービスを受けているかどうか、この判定はきわめてむずかしいことになりますが、住民の期待と願望にはほど遠い内容であることはまちがいがありません。税制の個々の内容に、みあつた行政サービスの公平さの追求は、まさに行政の根幹をなすものといえましょう。

1. 県民1人あたりの納税額

では、国民は、特に神奈川県民はどのような税負担をしているか、みてみましょう。図1は住民1人あたりの租税の負担額を、昭和51年度の決算にもとづき算出したものです。

まず国税としては、直接個人の所得に課税される所得税、法人の利益に課税される法人税が大きなウエイトを示しています。所得税は、給料など所得があった時点での所得から天引きされる源

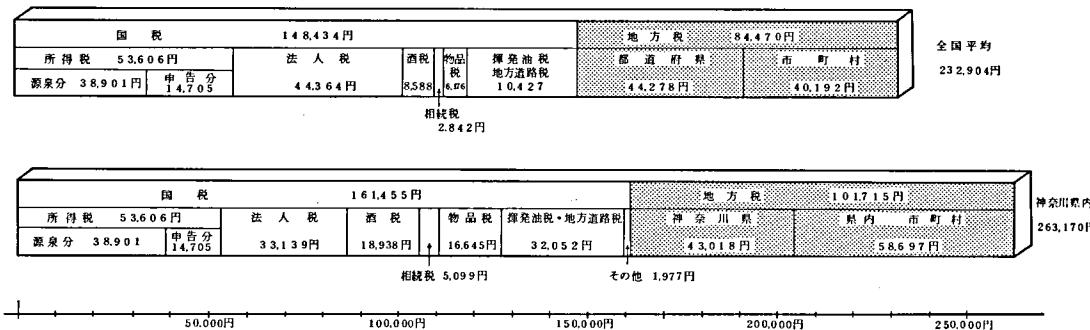
泉徴収分と、1年間の所得を本人が申告して納める申告分とに分けられます。また、酒税、相続税、物品税、揮発油税など多くの税があり、それぞれ対象となる税目ごとに法律でその税率などの細目が決められています。

一方、市町村や都道府県の財源の中心となるものとして地方税があります。この地方税も市町村分のものは主に住民税や固定資産税などがあり、都道府県の分としては主に住民税や事業税、自動車税などがあります。

神奈川県民の51年度に納めた税金は、国税で1兆479億円（県民1人あたり16万1,455円）、地方税で6,601億円（県民1人あたり10万1,713円）合わせて17兆80億円（県民1人あたり26万3,170円）です。これは、全国の租税総額26兆3,704億円に対して6.5%にあたり、住民1人あたりの納税額は全国平均23万2,904円より3万226円（13%）高い金額となっています。また、この高い税負担力の中味をみると、国税で2万8,150円地方税で1万7,245円ですが、県の地方税が全国平均より1,260円低く、市町村の地方税が1万8,505円高いのが特徴的です。

昭和45年当時、いわゆる高度成長の最盛期を基

図1 住民1人あたりの租税負担額（昭和51年決算）



（注）県内の国税については、国税収納金整理資金の「収入済額」であり、還付金、還付加算金充当額、税闇分、郵政省分等が除かれている。

準にすえて51年度の租税の伸率をみると、全国では国税が2.16倍、地方税が2.55倍（うち市町村2.85倍、都道府県2.13倍）となっています。これと対比して神奈川をみると、国税が1.91倍、地方税が2.50倍（市町村2.75倍、県1.91倍）であり、全国より伸率が低下していることがわかります。1人あたりの租税納税額も昭和45年は神奈川が全国平均よりも33.2%も高かったことを考えると、51年度で全国より13%高いというのは、伸率のいちじるしい低下を示しています。特に県の地方税が45年の33%高から51年度2.8%も逆に低くなっていることは注目すべきことといえます。

では、なぜこういう現象がおきたのかといえば、市町村の地方税が所得税にリンクされている住民税（46.7%）と、土地・家屋・償却資産という固定資産税（35.5%）が中心であるため比較的景気変動を受けにくい性質を持っています。ところが都道府県の地方税は、住民税が26.2%，事業税37.6%，自動車税11.5%という内容であり、法人税と同様に景気の変動をまともにうける法人所得に課税をする事業税のウエイトが高いことが原因だと思われます。

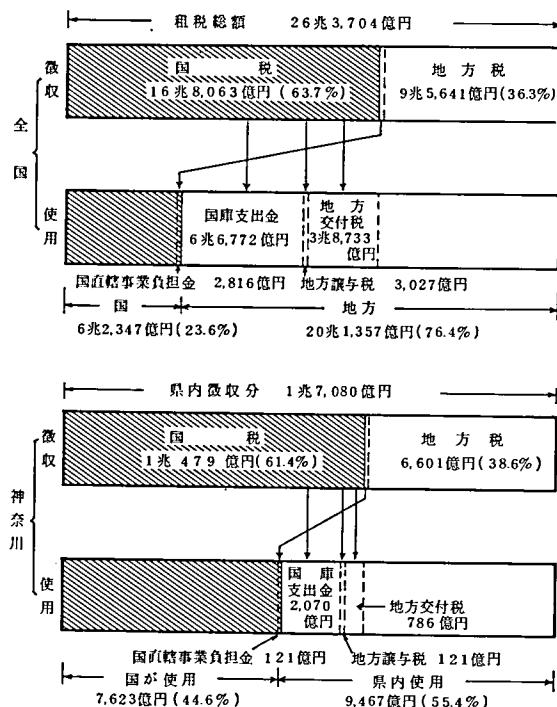
昭和48年末のオイルショックの影響による景気後退、狂乱物価をおさえるための49、50年度の総需要抑制策という国の政策、これらの影響をまともに受けたのが工業地帯をかかえる都府県であったといえましょう。その象徴的な例が神奈川県であり、今まで富裕団体であったものが昭和50年度からは地方交付税の交付団体に転落するという事実がこれを物語っています。

2. 税金の配分はどうなったか

次に、国民（県民）が納めた税金はどう使われたのか、その内容をみてみましょう。（図2）

全国で納められた昭和51年度の租税26兆余円のうち、国税から地方自治体に配分される分としてまず地方交付税があります。これは所得税・法人税と酒税の32%を財源として、地方の財源不足団体に交付されることになっており、3兆8,733億円（租税総額の14.7%）が自治体に配分されています。実際にはこれでは地方財源の不足をまかぬことができないため、地方交付税特別会計が大蔵省資金運用部から1兆3,141億円を借り入れ、総額5兆1,874億円が地方自治体に配分されています。

図2 租税の徴収と配分



注1) 全国の地方交付税については、交付税及び譲与税配布金特別会計における、資金運用部資金の借入（1兆3,141億円）を控除した数値である。

注2) 県内徴収の国税については、国税収納整理資金の「収入済額」であり、還付金、還付加算充当額、税関分・郵政省分等が除かれている。

そして地方譲与税が3,027億円地方に配分されました。これは道府県と指定都市に配分される地方道路・石油ガス譲与税と、市町村に配分される自動車重量・特別とん・航空機燃料譲与税などの合算額です。地方交付税と地方譲与税は国から交付されてもその使いみちが特定されていないことから、地方税とあわせて一般財源とよばれることあります。

使いみちが明確に定められている国からのお金の総額が国庫支出金であり、51年度は6兆6,772億円にものぼっています。国庫支出金には、本来国が行うべき仕事を地方自治体の長に委任しその費用全額を国が負担する国庫委託金と、国と地方が相互に利害関係をもつ事業の経費を国がワリカン分を負担する国庫負担金、さらに国がのぞまいと思う事業を奨励する意味から補助をしたり、地方自治体の財政を援助するために補助をする国庫補助金があります。

以上のように、地方交付税・譲与税・国庫支出

金をあわせ10兆8,532億円（租税総額の41.2%）が地方に交付配分されました。反対に地方から国へ支出する分として、国の直接行う事業のうち自治体にとっても利益をうける分について、自治体が負担をする国直轄事業負担金があり、2,816億円（租税総額の1.1%）を自治体が国へ支払っています。

こうして租税総額に対する国と地方自治体の配分は、結果的には国が6兆余の23.6%で地方が20兆余の76.3%になっています。

ところが、神奈川県内での状況は必ずしもこうなっていないのが次のとおりです。地方交付税、譲与税、国庫支出金をあわせて国から2,977億円が県内の各自治体に交付配分され、国への負担金として121億円を支払っています。結果的には県内で納めた1兆7,080億円の租税総額のうち、県内の各自治体には9,467億円（55.4%）の配分であり、国の取分が7,623億円（44.6%）となっています。

表1

租 税 の 配 分

単位百万円

	昭 和 51 年 度				神 奈 川			
	全 国		構成比	51／45	決 算 額	対前年伸率	構成比	51／45
	決 算 額	対前年伸率						
A 国 税 総 額	16,806,300	15.9	63.7	216				
住民1人あたりの額 円	148,434	14.8	—	211				
B 国 税 納 入 斧 額	15,093,356	11.5	(61.2)	218	1,047,853	16.6	61.4	191
住民1人あたりの額 円	133,305	10.5	—	201	161,455	14.6	—	163
C 地 方 税	9,564,091	18.7	36.3	255	660,137	21.4	38.6	250
住民1人あたりの額 円	84,470	16.2	—	235	101,715	19.3	—	213
都 道 府 縿	5,013,346	17.1	19.0	213	279,188	22.2	16.3	191
住民1人あたりの額 円	44,278	16.0	—	197	43,018	20.1	—	163
市 町 村	4,550,745	17.5	17.3	309	380,949	20.9	22.3	322
住民1人あたりの額 円	40,192	16.4	—	285	58,697	18.8	—	275
租 税 総 額 A+C	26,370,391	16.4	100.0	229	1,707,990	18.4	100.0	210
(B+C)	(24,658,447)	(13.7)	(100.0)					
住民1人あたりの額 円	232,904	15.3	—	211	263,170	16.4	—	179
D 国 の 交 付 金 計	10,853,217	14.5	41.2	271	297,689	25.9	17.4	388
(単純合計)	(5,187,400)							
地方交付税	3,873,300	15.6	14.7	214	78,550	46.7	4.6	500
地方譲与税	302,723	22.0	1.2	278	12,124	67.0	0.7	576
国庫支出金	6,677,194	13.5	25.3	319	207,015	17.9	12.1	352
E 地 方 の 負 担 金	281,600	5.5	1.1	223	12,139	12.1	0.7	316
実 質 配 分								
国 (A-D+E)	6,234,683	17.8	23.6	160	762,303	13.3	44.6	160
地方 (A+D-E)	20,135,708	15.9	76.4	264	946,687	23.1	55.4	281
国 税 3 税 × 32 %	4,007,108	12.4			219,484	20.4		

このように実際の配分の結果は、住民1人あたりの租税総額が全国よりも高い神奈川県は、全国に比べると不利になっているといえそうです。国税3税（所得税・法人税・酒税）が県内では6,859億円納められており、その32%（2,195億円）が地方交付税として地方への配分の財源になるとされていますが、51年度に神奈川県内に配分された地方交付税はわずか786億円にしかすぎません。これは地方交付税の持つ財源不足団体に重点的に配分されるという財政調整機能から考えれば、税負担力の高い神奈川県が負担力の低い分の負担をうけもっていることになるわけで、当然といえば当然のことですが、わり切れなさは残ります。（後章での解説参照）

地方交付税だけでなく、国庫支出金も、県内の租税総額の12.1%（2,070億円）にしかすぎず、全国での25.3%と比べ甚しく低くなっています。自治体の財源不足を使いみちが定められている国庫支出金で補うとすれば、国の政策に忠実な事業の執行をよぎなくされます。国が奨励する事業を多くうけいれば、補助金が多くもらえるシクミになっているからです。それだけに自治体の自主

性を尊重するうえでは国庫支出金を増すより、使いみちが特定されていない一般財源をより多く自治体に配分させることが必要だといえます。この意味で神奈川県内での国庫支出金のウエイトが低いことは、全国に比べるとより自主性が保たれているといえそうです。

こうして、実際の租税の配分をみた結果、住民の生活環境を改善させる仕事を受持っている地方自治体に、より多くの自由に使える財源を配分せることが必要となるのです。ところが、実際にには、国からくる交付金のうち自治体の自由に使える地方交付税は、昭和45年に比べると全国で2.14倍（地方交付税特別会計の借入金を含めても2.87倍）であり、使いみちが特定されている国庫支出金が3.19倍の伸率となっているのです。国の財政統制がより一層強化されているといえそうです。

特に本年（53年）6月は地方交付税の配分基準の改正が行われる時期であり、各自治体により公正な地方交付税の配分をもとめるために、住民の要望する行政施策の充実の方向にそった財源確保をめざすべきであると考えます。

II 財政の大きさと帳じり

昭和50年度が地方自治体にとって苦難の年であり、地方財政の危機が大きくさけられた年であったことはまだ記憶に新しいところです。県内の多くの自治体が赤字に悩み、支出をおさえて辛くもり切ったという話をききます。

そして翌51年度の県下の自治体の決算の状況はどうだったのでしょうか。いま53年度の予算にもとづく事業が進行中であり、昨年52年度の決算をこの5月末の出納閉鎖と同時にう準備をしているところです。したがって、決算内容の分析を行うとすれば、51年度が一番新しいわけです。これから51年度の県内の各自治体の決算状況を、大まかな分類にしたがって見てみたいと思います。こ

のことは第1章で、おおまかな租税の行方を見たことから一步ふみこんで、租税の76%をこえる地方自治体での使いみちをさらにくわしくみようと考えたからです。

1. 財政規模はどうか

神奈川県内の自治体の昭和51年度の決算状況は表2のとおりです。まずこの決算から財政の大きさをみると、歳入総額で市町村合計が8,169億円、県が5,341億円となっています。全国の歳入総額が市町村で14兆8,194億円、都道府県で16兆1325億円であったのと比較すると、その規模は市町村

で5.5%，県が3.3%を占めています。

人口は全国の1億1,322万人に対して県内には649万人で5.7%を占めていることと比べると、県内の財政規模は市町村ではほぼみあっているが、県はいちじるしく低くなっているといえます。人口1人あたりの歳入総額でみると、市町村は全国の13万885円に対して県内では12万5,872円、都道府県の14万2,482円に対して神奈川県は8万2,291円といずれも全国より低く、特に県は全国の都道府県の6割にも達せず57.8%でしかないことが特徴的です。

この財政規模が過去と比べてどう伸びてきたかを昭和45年を基準にして見ると、市町村は全国が3.27倍に対して県内は3.35倍とやや高い伸率を示し、都道府県は2.66倍の伸びに対して神奈川県は2.30倍と伸び悩みがめだちます。この間の国民所得が2.24倍、国民総支出が2.14倍であることを考えると、地方財政の果す役割が増々大きくなっているわけですが、神奈川県はその要請に応えられないでいるともいえそうです。

2. 収支の状況

次に収支の状況をみてみます。

昭和50年度に大巾な赤字を出した自治体が多かったのと比べ、51年度では景気回復のきざしがみえたこともあって、全般的に好転しています。

歳入総額から歳出総額を差引いた形式的な収支から、翌年度へ繰り越すべき財源を差引いた実質収支でみると、赤字になった自治体は県下にはひとつもありません（50年度では横浜市と県が赤字）。むしろ実質収支の黒字の額が大きすぎると思われる自治体すらみうけられます。

また、その年度内だけを限って収支の状況を見るために、前年度の実質収支の額をさし引いた単年度収支を見てみます。50年度の単年度収支が県内の18都市中7市だけが黒字で11市が赤字であったものが、51年度では黒字が13市、赤字が5市と好転しています。町村も50年度に黒字7赤字12であったものが、51年度では黒字16、赤字3と都市と同様の傾向を示しています。赤字を出した市町

表2

昭和51年度普通

区分 規模別	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	歳入歳出 差 引 (A-B) (C)	翌年度へ 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C-D) (E)	昭和50 年度実質 収支 (F)	单年度 収支 (E)-(F) =(G)	積立金 (H)
大都市	508,353	489,898	18,455	15,425	3,029	2,442	587	3,694
中都市	184,864	174,576	10,288	1,299	8,989	5,591	3,398	1,000
小都市	80,210	74,145	6,065	751	5,314	3,534	1,780	1,685
除大都市計	265,074	248,721	16,353	2,051	14,303	9,125	5,178	2,685
町村	43,489	40,241	3,248	116	3,132	2,246	886	914
市町村県	816,916	778,860	38,056	17,592	20,464	13,812	6,651	7,293
県	534,078	524,391	9,687	5,642	4,045	△5,340	9,385	7,300

村の単年度での赤字の額もきわめて小さいものになっています。県も50年度の大巾な赤字から一転して51年度には黒字と回復のきざしをみせています。(都市には大都市を含めています)

単年度の収支の中味をより厳密にみると、その年の積立金と借金をくり上げて返済した分(繰上償還金)は実質的には黒字要素であり、積立金をとりくずした分は赤字要素です。そこで単年度収支に黒字要素を加え赤字要素を差引いたものが実質単年度収支です。実質単年度収支でみると、赤字といわれた自治体のうち実質的には黒字であるものが4市1町あることがわかります。したがって50年度を単年度限りでもう一度振り返ってみると、実質的には黒字が8市12町にものぼっていましたことになります。

自治体の決算をみると、赤字黒字の議論をする場合、どの収支をみて赤字というか、十分見定める必要があります。単年度収支が赤字であっても、前年度に大巾な実質収支の黒字を出していくれば当然その年度限りでみれば赤字になります。また、単年度でみる場合は実質単年度収支を重視

表3 黒字・赤字の団体数

		実質収支	単年度 収支	実質単年度 収支
都	黒字	18 (17)	13 (7)	17 (8)
市	赤字	0 (1)	5 (11)	1 (10)
町	黒字	19 (19)	16 (7)	17 (12)
村	赤字	0 (0)	3 (12)	2 (7)
県	黒字	1 (0)	1 (0)	1 (0)
	赤字	0 (1)	0 (1)	0 (1)
合	黒字	38 (36)	30 (14)	35 (20)
	赤字	0 (2)	8 (24)	3 (18)

() 内は50年度

すべきであることも明白です。そして自治体の仕事は毎年継続されていくものであることから考えれば、単年度にどうであったかだけをみたのでは片手落ちであるといえるでしょう。少くとも3年ないし5年間を通じてどうであるか、という分析が必要であろうと考えられます。

会計決算状況調

単位百万円

繰上 償還金 (I)	積立金 とりくずし 額 (J)	実質単年度 収支 (G)+(H)+(I)-(J)	参考				公債費 比率 %	昭和51年 年財政力 指數
			標準税 収入額 L	普通 交付税額 M	標準 財政規模 (L+M) =MN	実質収支 比率 E×100% MN		
445	—	4,727	216,348	37,334	253,682	1.2	9.0	0.814
453	3	4,850	56,348	5,892	88,774	10.2		0.704
220	570	2,844	59,659	3,968	37,094	14.3		0.896
673	573	7,964	116,007	9,860	125,868	11.4	8.8	0.958
2	301	1,501	16,894	4,102	20,996	14.9	7.3	0.804
1,120	874	14,191	349,249	51,296	400,545	5.1	8.9	0.856
—	—	16,685	254,042	23,653	277,695	1.5	5.6	0.950

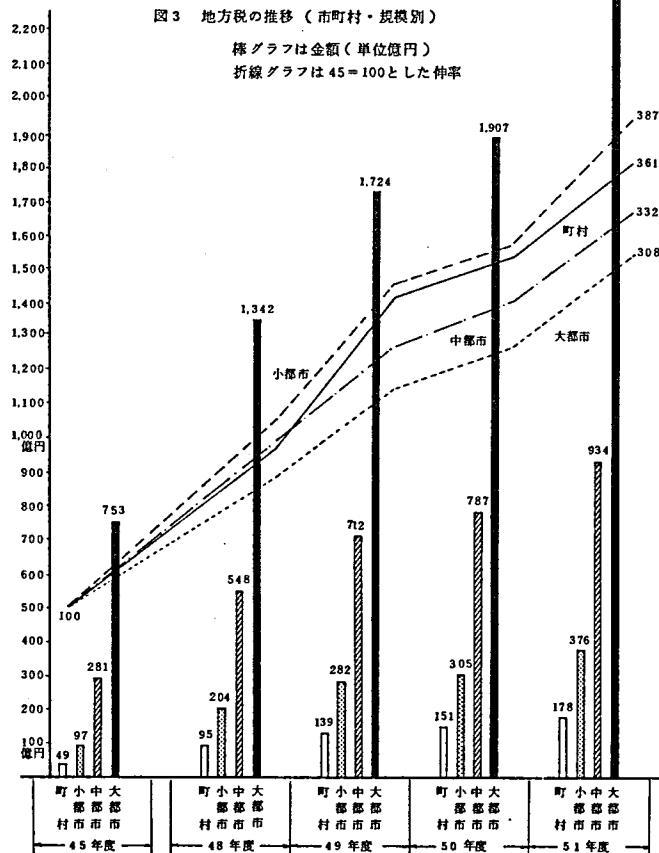
III 財源はどう確保されたか（歳入）

自治体が仕事をするうえで、どういう財源が確保されたのかを次にみることにします。

1. 地 方 税

まず自治体の財政をささえる基本は地方税です。第1章でのべたとおり、地方税は市町村には住民税と固定資産税が、県には県民税・事業税と自動車税が主要な財源となっています。この地方税は昭和51年度では県内市町村あわせて3,809億円、県に2,792億円納められました。50年度が49年度

図3 地方税の推移（市町村・規模別）



に比べ、市町村で10.3%、県が△10.2%と伸びが落ちていたことからすると、51年度では市町村で20.9%、県で22.2%と地方税収入の伸率は回復してきました。

また昭和45年を標準とした伸率は、市町村では全国が3.06倍であったのに比べ県内では3.22倍と高い伸率であるのに対して、全都道府県が2.21倍、神奈川県ではわずか1.91倍の低い伸率でしかありません。

一方、歳入総額に占める割り合いは、全国市町村が30.7%，都道府県が31.1%であるのに対して、

神奈川の場合は市町村46.6%，県52.3%といずれも高い構成比となっています。これを住民1人あたりの額でみると、全国市町村が40,192円、都道府県44,278円であるのに比べ、神奈川は市町村で58,697円、県が43,018円と、市町村では高く、県が低いという特徴がみられます。45年当時に住民1人あたりの額でも県の地方税収入は20%以上高かったことと比べると昔日の感があります。

県内の市町村を規模別に分け、全国の同種の団体別に比べてみましょう。政令指定都市と横浜・川崎という県内の大都市を比較すると、歳入に占める割合が37.6%対45.6%と県内が高くなっています。ところが住民1人あたりの額、さらには昭和45年以降の伸率はいずれも低くなっています（1人あたり地方税額は65,746円対63,545円、

伸率は3.43倍対3.08倍)。

大都市以外の都市および町村を、全国の団体規模別に比べてみると、歳入構成比、住民1人あたりの額さらには昭和45年以降の伸率、そのいずれも全国よりも高くなっているのがきわだった特徴といえます。特に都市・町村とも45年を規準とした伸率は、都市で3.09倍対3.46倍、町村で2.88倍対3.61倍ときわめて高い伸率を示しており、神奈川県の落ちこみと反比例したかのように対照的なことといえます。

2. 地方交付税

次は地方交付税です。

普通交付税と特別交付税あわせて昭和51年度には県内市町村に5,405億円、県に245億円が交付されました。前年の50年度は49年度に比べ全国的に伸率が低かった(市町村2.5%都道府県10.2%)ことと同様に、県内の市町村は49年度より10.2%も減少していました。また昭和50年度から神奈川県がはじめて地方交付税の交付団体に転落しているわけです。これをうけて、昭和51年度は50年度と比べ市町村で全国の15.7%増に対し神奈川は24.5%、都道府県が16.3%増に対し県が実に142%増と大巾に増加しています。

しかし、歳入に占める割合は、市町村で6.6%県で4.6%でしかなく、全国の市町村の15.7%、都道府県の17.3%と比べ半分にもなっていません。当然人口1人あたりの額も少なくなります。また、昭和45年を基準とする伸率も、県内市町村は3.44倍と全国の2.88倍という伸率より高いのは、昭和48年度に川崎市などの大都市が交付団体に転落したことからみれば、これも当然のことといえましょう。

団体規模別にみても同様なことがいえますが、都市、町村とも歳入総額に対する割合が、12.6%対4.1%、30.6%対9.0%といずれも全国と比べ3分の1にしかならないことが特徴的です。

なお地方交付税の交付をうけていない不交付團

体は、県内には平塚・藤沢・鎌倉・厚木の4市、寒川・大井・箱根・愛川の4町があります。これは、全国3,304の自治体のうち不交付団体はわずか59にしかすぎず、都市で32、町村では24しかありません。18市19町村1県という神奈川県内38団体のうち8団体も不交付団体があるのは特記すべきことであるといえます。

3. 一般財源

地方税と地方交付税のほかに地方譲与税をあわせ、市町村ではさらに軽油引取税、娯楽施設利用税、自動車取得税の交付金をえたものを、ここでは一般財源とよぶことにします。これら一般財源は使いみちが定められていないのが特徴です。国の補助金や特定の事業のために許可された地方債など使いみちが定められている財源を特定財源とよびます。

では、一般財源についてみてみましょう。

昭和51年度の県内市町村の一般財源は4,580億円、県は3,067億円で、地方税、地方交付税の伸びが高かったことから前年に比べて全国よりも市町村で4.1%、県で11.7%も高くなっています(市町村21.4%対17.3%、県28.1%対16.4%)。しかし昭和45年を基準にした伸率は、市町村では全国の3.03倍に対し神奈川の3.24倍と高くなっていますが、都道府県の2.39倍に対し県の2.09倍と逆に低くなっています。

歳入に占める割合は、市町村と県ともに全国より高い構成比になっており、その限りでは自治体の独自性が發揮できる要素を含んでいるといえましょう(市町村が54.6%対49.8%、県が57.4%対49.2%)。しかし住民1人あたりの額をみると、市町村では64,322円の全国平均に対して、70,563円と県内の方が高くなっていますが、都道府県の平均67,019円に対して県は47,250円とわずか67.3%にしかすぎないという低さになってしまっています。

これを団体規模別でみると、歳入に占める割合

いは高いのは共通していますが、住民1人あたりの額でみると中小都市では全国平均より高いものの、大都市と町村では県と同様に全国平均より低くなっていることが注目されます。

以上にみたように、全国と比較して地方税の収入が高く、地方交付税の収入が低いとすれば、一般財源では全国とほぼ平均化したものになるはずですが、実際にはそうなっていないのです。すなわち、神奈川県内では歳入に占める一般財源の割合が高いのは、歳入総額が全国に比べ低いから相対的に高まってきているのではないか。また住民1人あたりの額が低いのは、地方交付税の配分の基準が適正でないことと、地方交付税総額が少ないことからくる現象ではなかろうか。以上の2

つの推定を大胆に提起してみたいと考えています。この疑問をとき明すためには、個々の自治体の財政分析のつみ重ねを待たなければならないのが残念です。

4. 国庫支出金

使いみちが決められて国庫から出されるのが国庫支出金です。51年度の県内の国庫支出金は、市町村で1,061億円、県が985億円をうけいれています。市町村では生活・児童保護費（計31.6%）と普通建設事業費（37.4%）が、都道府県では義務教育費（33.8%）と普通建設事業費（38.5%）が大きなウエイトを占めています。

図5の1 歳入 住民1人あたりの額の比較

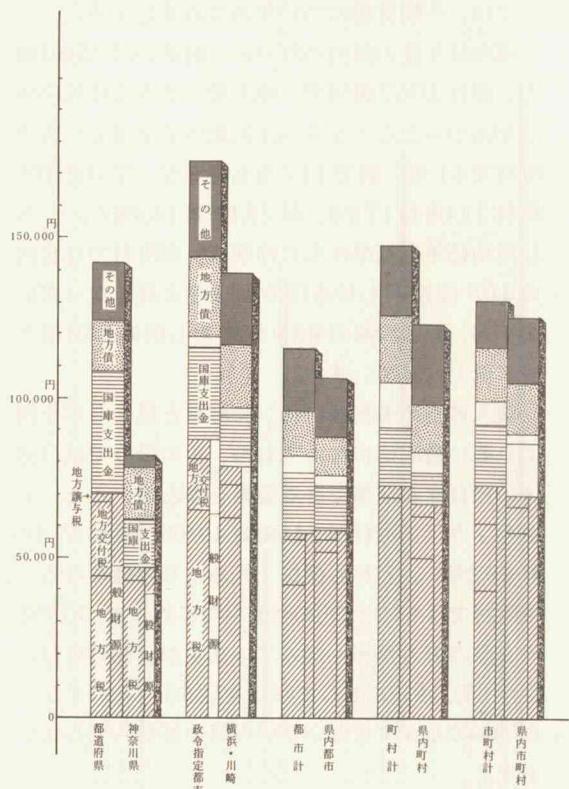
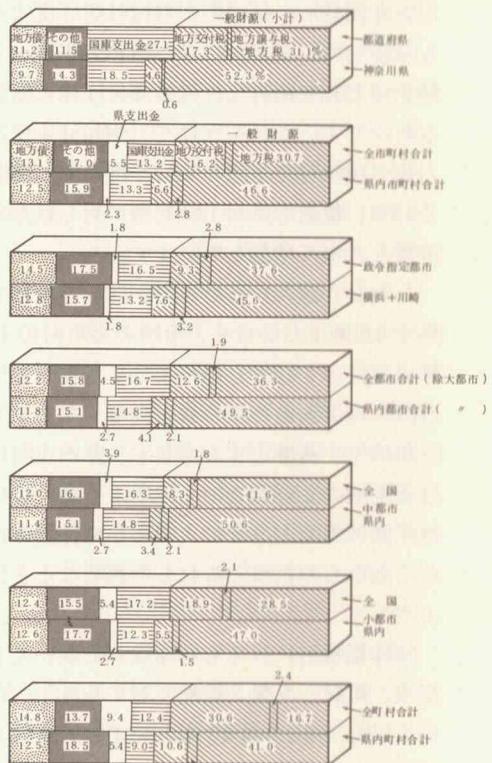


図5の2 歳入構成比の比較



51年度は50年度より市町村で24.2%，県が11.8%の伸率で、50年度より高い伸率（市町村20.1，県8.2%）を示しており、全国の市町村の伸率17.3%と比べ県内市町村が高いのが目につき、県は全国なみにとどまっています。

昭和45年度を基準とした伸率が、全国的にも一般財源の伸率をはるかに上まわっているのが特徴です。市町村でみると全国が4.26倍、県が4.93倍と県内が相当高い伸率であるのに対し、都道府県では2.82倍で県が2.73倍とやや低い伸率となっています。それでも歳入に占める割合は、全国に比べ県内の構成比はどの団体別にみてもまだ低い割合です（市町村で15.3%対13.1%，県で27.1%対18.5%）。当然、住民1人あたりの額も低くなっています。

国庫支出金のウェイトが高まることは、それだけヒモツキ財源が増えることであり、補助に伴う自治体側の支出も増えるわけで、独自の判断にもとづく政策や事業の行い得る余地が少なくなるということになり、決して好ましい傾向ではありません。もっとも革新自治体などが福祉政策を先取りし、国が後追いして補助金を出すようになった老人医療費の無料化などの例もあります。しかし、多くの場合、国の補助をうけるときの単位や対象や数量などの基準が低くおさえられるために、基準以上に実際の費用がかかったときはすべてその自治体の負担となる、いわゆる超過負担を強いられることになってしまっています。

国庫支出金の増額より、零細な補助金などを整理し、国と自治体の任務分担の再整理を行い、それに必要な財源はヒモツキではなく一般財源として確保されることが急務であると考えられます。

5. 地 方 債

続いて地方債をみましょう。

自治体が国の許可を得て借金をすることが起債であり、その収入が地方債による収入です。当然これはあとで返済するわけで、その返済金を歳出

では公債費とよんでいます。

昭和53年度の国家予算の歳入に占める借金（国債）の割合がついに30%をこえて多くの議論をよんでいます。国と同様に、地方自治体の借金（地方債）も年々増加の一途をたどっています。自治体の行う起債は、その年度（または数年間にわたって）行われる事業に必要な費用を、必ずしもその年度にそこの自治体に住んでいる人がすべてを負担する必要のないもの、例えば学校、保育所、道路、橋などの公共的な建設事業に使われる限りにおいては問題はおきません。むしろ起債によらず、その年度の一般財源すべて行うこととは、将来の住民も当然負担すべき性質の事業であれば、逆に不公平になるものと考えられます。

もっとも、日本の行政の基本が、単年度予算主義しかも單式の会計処理をしている以上この弊害はまぬかれないでしょう。すなわち、経常経費と投資経費が1本化されており、区分が判然としていません。本来は経常経費は税金などの一般財源でまかない、投資のための経費は借入金でまかなってよいものです。借入金の返済は毎年度の経常経費に含め将来にわたって行われるのが通常の形態であります。ところが実際には一般財源が投資により多くつぎ込まれてきたのが実態ですから、発想そのものの転換も必要だといえましょう。

それはさておき、昭和51年度に県内の自治体では市町村で1,086億円、県で516億円の地方債が歳入に含まれています。50年度が地方債が、財源不足のあおりをまとめてうけて49年より市町村で37.7%増、県では実に倍増以上の115.7%増となっていました。さすがに51年度はそれより落ち込み、市町村では22.8%増、県は31.4%減となっています。全国でも市町村・都道府県とも11%台の増加になりました。

地方債の増加率は毎年異常に高いわけですが、その中で全国的にも市町村より都道府県の方がはるかに高い伸びであることが特記できます。45年を基準にして、市町村は全国で4.50倍であり神奈川は5.79倍、都道府県は7.14倍であり県は7.47倍

といずれも全国の伸びを上まわっています。

こうした高い伸率の結果、歳入に占める地方債の比重は年々高まり、45年の市町村の構成比7.2%（全国9.5%）が51年には12.5%（全国13.1%）に、県は3.0%（都道府県4.2%）から3倍の9.7%（都道府県11.2%）と依存率が高くなっています。神奈川では伸率こそ高まっていますが、依存の度合は全国のそれよりやや下まわっているのがせめてもの救いでしょうか。そのため、住民1人あたりの額も団体規模別のいづれもが全国より低くなっています。

さらに県内の市町村を団体規模別にみると、45年度を基準とした伸率は、大都市が6.03倍（政令指定市6.10倍）中都市が5.13倍（全国3.57倍）小都市が7.28倍（全国4.02倍）町村が3.95倍（全国

5.07倍）となっています。全国的には歳入における地方債の依存割合は町村=14.8%，大都市=14.5%，小都市=12.4%，中都市=12.0%ですが、県内では中都市の11%台で他はすべて12%台とほぼ同じ割合になっています。伸率の大巾なちがいはあっても昭和51年度では一線に並んだわけで、45年当時の依存度の差が伸率に逆比例しているといえましょう。

この結果、県内自治体の地方債の51年度末現在の残高は、大都市2,741億円、中都市843億円、小都市345億円、町村196億円であり、市町村合計で4,125億円、県で2,324億円に達し、全体で6,449億円にのぼっています。これらの地方債現在高は、県を除けば各自治体の標準税収と普通交付税を加えた額=標準財政規模にはばみあっており、市町村合計では標準財政規模を上まわっています。

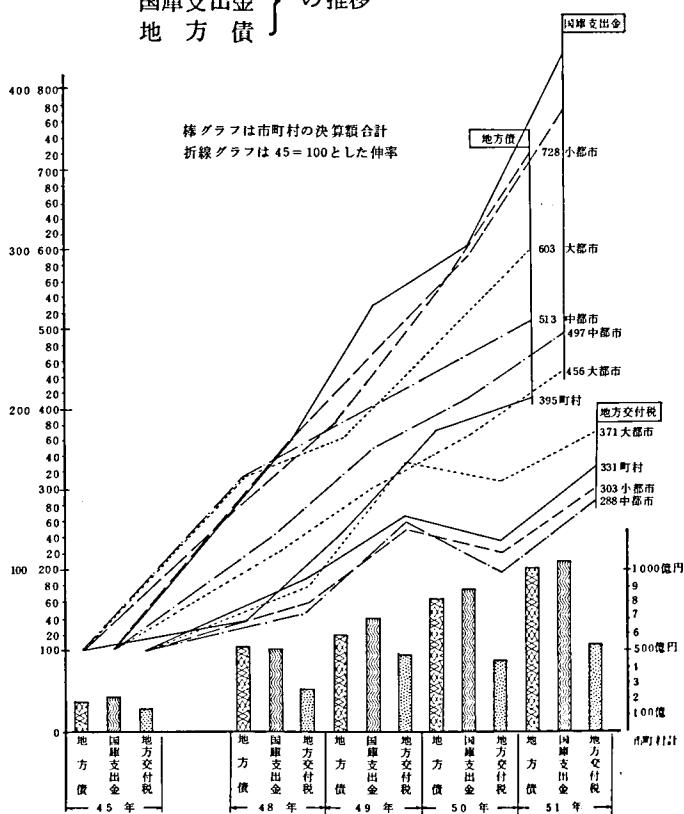
こうした借金依存度は、昭和51年以降続いている地方財源不足額の半分を建設地方債の増發でまかなうことが慣例化している現在、確実に高まっていきます。ここからも、税制の基本的な配分変更が待たれることです。

6. その他の収入

今まで歳入の主要な項目をみてきましたが、残る歳入の特徴をいくつか指摘しておきます。

まず第1に、市町村に対する県支出金が全国と比べて特に低い点です。全国の市町村で歳入の5.5%を都道府県支出金でまかなっているのに比べ、県内では2.3%にしかすぎません。昭和45年当時の構成比が県内で3.8%（全国5.4%）であったことを考えると、全国が歳入全体とほぼ同様に伸びたのに対して県財政の伸び

図6 地方交付税
国庫支出金
地方債 } の推移



みをまともにうけているといえます。その結果、財政規模の小さい町村ではその影響が大きいと推察されます。（町村における県支出金の歳入構成比は全国で 9.6%，神奈川は 5.4%）

次は使用料・手数料です。いわゆる自治体レベルの公共料金の収入です。財政危機におちいるとまず手をつけられる部分ですが、県内の市町村では、使用料・手数料が全国の伸率より低いのが目につきます。特に大都市では、昭和45年を基準とした伸率が政令指定市は 6.68倍であるのに比べ県内大都市は 2.55倍にとどまっています。こうした反面で、県の伸率が全国より上まわっていること、

（都道府県で 2.52倍、県は 3.43倍）を注目したいと思います。

最後は、諸収入のうち県内市町村の収益事業収入、いわゆるギャンブル収入が低くなつたことを注目しましょう。昭和45年当時は歳入に対して 4.4% と依存度が高かったものが、51年度は 1.8% にしかならなくなりました。競輪・競馬の開催地を含んでいる中都市では 8.8% から 3.8% と半減しており、49年をピークに収入金額そのものが毎年減少してきています。それでも県内では51年度 150億円にものぼる金額をどう見るか、検討すべきでしょう。

IV 税金等はどう使われたのか

財源の確保について今までみてきましたが、それがどのように使われたのか見てみましょう。一般に使われ方をみる場合、自治体の行政目的別にみる方法と、使われたお金の性格づけからみる方法とがあり、前者が目的別歳出、後者が性質別歳出とよばれています。実際の決算ではこの両方の内容で出されることになっていますが、厳密に分析するには目的別にみながらその項目を性質別に区分することが必要になってきます。ここではとりあえず、別々にみることにします。

【1】目的別歳出内訳

1. 議会費・総務費

自治体の議会にかかる費用が議会費であり、総務費は民生費などの各費目に区分されないものが含まれています。総務費の内訳は、庁舎の維持管理のための費用や他に属さない費用を含める総務管理費、住民税などの地方税の徴収に必要な費用としての徴税費、住民の基本台帳や戸籍に関する事務を処理する戸籍住民基本台帳費、選挙の執

行や選挙人名簿の作成管理をするための選挙費、国勢調査をはじめとする各種の統計調査を行うための統計調査費、さらに合計や事務事業の内容を監査するために必要な監査委員費があります。

51年度では県内市町村では議会費 57 億円（歳出総額に対して 0.7%）、総務費 936 億円（12.0%）が支出され、県でそれぞれ 16 億円（0.3%）、412 億円（7.9%）が支出されました。この費用の支出についてはほぼ全国と同様の傾向であり、団体別にみると、規模の小さい町村ほど議会費の割合が高くなります。総務費は全国の同規模の団体より高い比重を示していますが、全体としてはそれほどでもありません。

2. 民生費

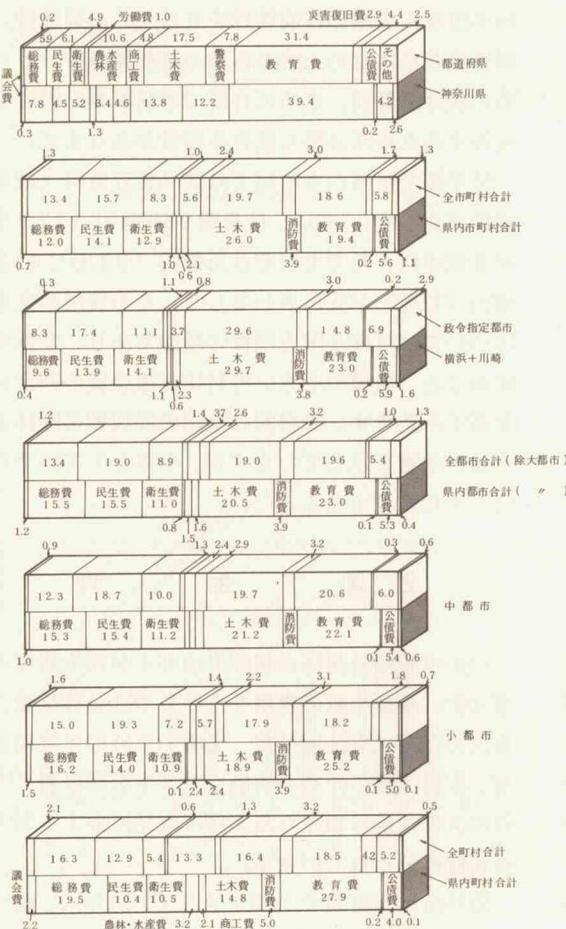
いわゆる福祉関係の諸費用の多くが民生費に入ります。福祉全般の費用をうけもつ社会福祉費、老人のための老人福祉費、児童のための児童福祉費、生活保護のための扶助を行う生活保護費、さらに災害救助に備えたり実際に救助に要する災害救助費に分かれています。

51年度は市町村で 1,096 億円（14.1%）、県で

237億円（4.5%）支出しています。これは全国の歳出に占める割合が、市町村17.6%，都道府県6.1%を占めていることと比べて低いのがめだちます。特に45年度を基準とした伸び率が市町村で全国の4.79倍に対し県内は4.96倍とやや高まっているものの、都道府県でみると3.62倍に対して県が2.26倍と非常に低い伸び率でとどまっていることが注目されます。

福祉に関する住民の関心のたかまる折から、民生費は全国的に伸びているなかで、県内の市町村は、住民1人あたりの額でみると1万6,881円です。これは全国の市町村平均の2万2,302円と比べ5,500円も低いわけです。県にいたっては全国の8,637円に対して3,659円と半額にも満たない状態です。

図7 目的別歳出構成比の比較



この現実をどう見るか、福祉のたち遅れという事実として改めて検討される課題です。

神奈川県の財政事情が悪化した昭和50年度には決算額そのもので衛生費とならんで49年度より減額したことの影響をまとめてうけ、49年度と比べても民生費は51年でわずか9億円しかふえていません。革新県政の初年度をおそった財政危機が、福祉の後退として表われてきたことは何とも悲しい現実であり、52年度決算でこの民生費がどこまで回復するか期待しているところです。

3. 衛 生 費

住民生活の保健衛生に関する費用が衛生費です。

この費用には保健衛生の諸費用をまかなう保健衛生費、結核予防のための結核対策費、保健所の費用をまかなう保健所費（横浜・川崎と横須賀の3市のみ）、さらにごみやし尿の処理を行う清掃費があります。

51年度は市町村で1,008億円(12.9%)、県で274億円(5.2%)が支出されました。この衛生費は全国の歳出に占める割合が市町村で8.3%，都道府県で5.2%であることと比べると特に県内市町村が高いのがめだちます。

この傾向は市町村をさらに規模別にみると、町村が全国平均の2倍近い10.5%の歳出構成比（全国は5.4%）であるのが特にめだち、規模の大きな都市ほど衛生費の割合いが高くなっているのが特徴です。都市化のすすんだ地域ほど衛生費が高くなるという現象は、人口急増に悩まされる都市が多いこの神奈川県内ではやむを得ないことなのでしょうか。都市の清掃問題と衛生医療の問題をかかえているこの衛生費は前に述べ

た民生費とならんで今後深くつっこんだ検討が必要だと思われます。

4. 労働費・農林水産費・商工費

これら費用は、それぞれ産業振興に深いかかわりをもつものです。労働費は失業対策費と労働諸費に分けられ、労働者の雇用や労働者福祉に関する費用です。農業、林業、漁業など特に第1次産業の振興にかかる費用が農林水産費で、農林費・畜産業費・農地費・林業費・水産業費に分けられます。また商業と工業の振興のための費用として商工費があります。

51年度は市町村で労働費75億円（1.0%）、農林水産費78億円（1.0%）、商工費162億円（2.1%）が支出され、県ではそれぞれ69億円（1.3%）、193億円（3.7%）、243億円（4.6%）が支出されました。これらの費用は、市町村と県の役割分担からみても産業の振興という行政上の目的からすればいずれも県のウエイトが高くなるのは当然です。そしてそれぞれの自治体における産業基盤や産業構造により支出の内容も変化してきます。

自治体の規模別にみても大都市は労働費・商工費が高く、中都市はほぼ平均化しており、小都市・町村では農林水産費が高く、労働費はほとんどないに等しくなってきています。全国と比べても労働費・商工費は全国なみですが、農林水産費がきわめて低いという現象は、市町村と県とともに共通しており、県内の産業の状態を反映しているものとみてよいでしょう。

5. 土木費

道路、河川や下水、住宅など公共的な投資をまかぬ費用が土木費です。それぞれの投資目的にしたがって土木管理費・道路橋りょう費・河川費・港湾費・都市計画費（街路費・公共下水道費・都市下水路費・区画整理費）・住宅費などに分けられます。53年度の目玉として公共事業の拡大が

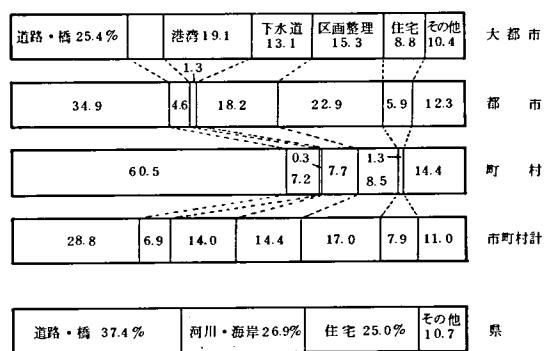
至上命令として自治体におしつけられてきている折から注目する必要があります。

51年度には市町村では総額2,024億円（歳出に占る割合13.8%）が支出され、道路と橋（含街路）28.8%，区画整理等17.0%，下水道14.4%，港湾（大都市がほとんど）14.0%，住宅7.9%，河川6.9%という順序で投資にむけられました。50年に比べて住宅が減っていることが目につきます（50年10.8%）。

県では722億円（歳出による割合21.1%）が支出され、道路と橋（含街路）37.4%，河川海岸26.9%，住宅25.0%が主なものであり、昨年と比べ道路と橋が減り、住宅が増えたのが目につきます（50年度はそれぞれ41.1%，21.3%）。市町村と県の役割からみて、市町村は総花的にしかも下水道のウエイトが高く、県は重点が道路・河川（海岸）・住宅の3つにしばられているという面がみうけられます。

ところで、全国の自治体とくらべるとどうかといえば、歳出に占める割合いでみると市町村が全国の19.7%に対して県内では26.0%と非常に高くなっている反面、都道府県の17.5%に対して県が13.8%と低いということに気がつけます。土木費の伸びは45年を基準にして全国的にみて他の費目とくらべて市町村（2.69倍）でも都道府県（1.88倍）でも低いのが特徴です。その中でも、県は1.37倍ときわめて伸び悩んでいる状況であり、昭

図8 土木費の内訳（構成比）



和45年当時の歳出に占める土木費の割合が23.9%であったことを思うと昔日の感があります。

6. 教育費

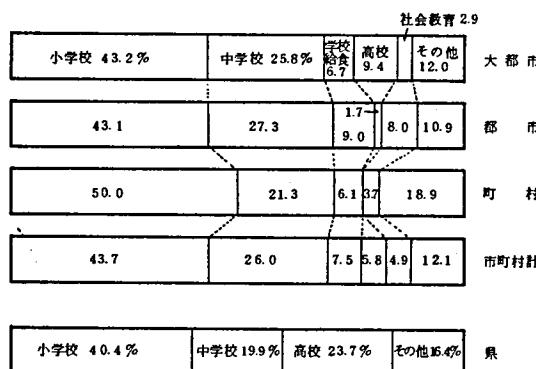
教育にかかる費用をすべて含んだのが教育費です。その対象別に、小・中・高校・特殊学校・大学・幼稚園と分かれ、さらに社会教育費、保健体育費、教育総務費等があります。市町村では小・中学校費が高く、県では高等学校費が高いのはいうまでもありません。

昭和51年度では、市町村で1,508億円（19.4%）県で2,068億円（39.4%）が支出され、県の支出割合が高いのは小中学校の教職員の入件費を県費で負担するように法定化されているためです。

歳出に占める割合を全国と比較すると、特に小都市（全国18.2%対県内25.2%）町村（18.5%対27.9%）と目立って高く、県も全国よりかなり高くなっています（都道府県31.4%）。当然これらの自治体では、昭和45年を基準とした伸率でも小都市が全国の3.04倍に対して4.82倍、町村2.83倍対3.64倍、都道府県3.14倍対県3.40倍と高くなっています、市町村全体でも全国の3.10倍に対して3.47倍となっています。

ところが、教育費を住民1人あたりの額でみると、市町村は全国が平均23,656円であるのに対し県内ではほぼ同額の23,230円ですが、構成比では

図9 教育費の内訳



10%も高い神奈川県の場合は全国の44,267円に対して31,865円と1万2,500円ほど低い額にしかすぎません。これは後でふれるように、歳出総額全体が全国の1人あたりの金額より低いことによるものです。特に県では1人あたりの金額では全国の6割にもみたない状況があるわけですから、その中で最重点が教育費に充当されているといえましょう。

神奈川県内では、昭和40年代に大都市を中心として若い世代の人口が急増しました。このことが昭和40年代の後半に大都市の小学校を中心とした教育費を高め、いま50年代に入り県の高校を中心とした教育費をおしあげる原因であると思われます。人口の都市集中のツケは、すべて自治体が背負うというしくみがこの中にあらわれているのでしょうか。

7. その他の経費

以上のはかに、消防費（県では警察費）、災害復旧費、諸支出金（県では自動車取得税などの市町村への交付金）があり、他に公債費もありますがこれはあとでくわしく性質別歳出の項でふれます。

51年度に市町村では、消防費305億円（3.9%）、災害復旧費15億円（0.2%）、諸支出金88億円（1.1%）が支出され、県では警察費641億円（12.2%）、災害復旧費12億円、軽油引取税交付金等138億円（2.6%）が支出されました。

この中で注目されるのは、市町村の消防費と県の警察費がそれぞれ歳出に占める割合で全国が3.0%、7.8%であるのに比べ高いことです。消防費は、規模別にみても神奈川の方がどの団体でも全国より高い割合を示しています。逆に災害復旧費は低く、風水害などの災害が少ない土地柄であるといえましょう。また県から市町村に交付される自動車取得税・娯楽施設利用税・軽油引取税（大都市のみ）の交付金は、市町村で一般財源にくり入れられますが、全国の1.0%に対して県が2

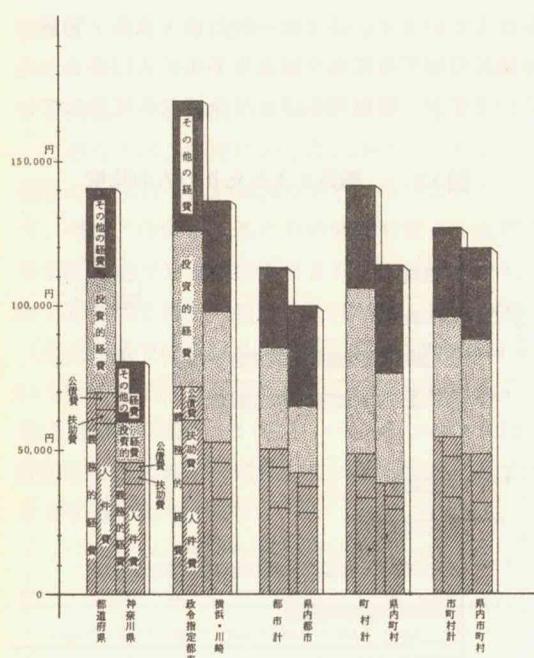
倍以上の2.6%であることがやや目につきます。

以上のように目的別の歳出内容をみてきました。その結果からみる限り、神奈川県なりの特色がみられます。住民ひとりあたりの額でみたとおり、民生費の割りあいが低いことが、市町村と県を通じての共通の問題点です。また歳入に占める割合いで教育費のウエイトが高いことも特徴的です。こうした特徴をさらに支出した内容をその性格づけからみなおしてみたいと思います。

【2】性質別歳出

県内の自治体で昭和51年度の税金などの使いみちを、支出したお金の性質にもとづいて分けてみましょう。

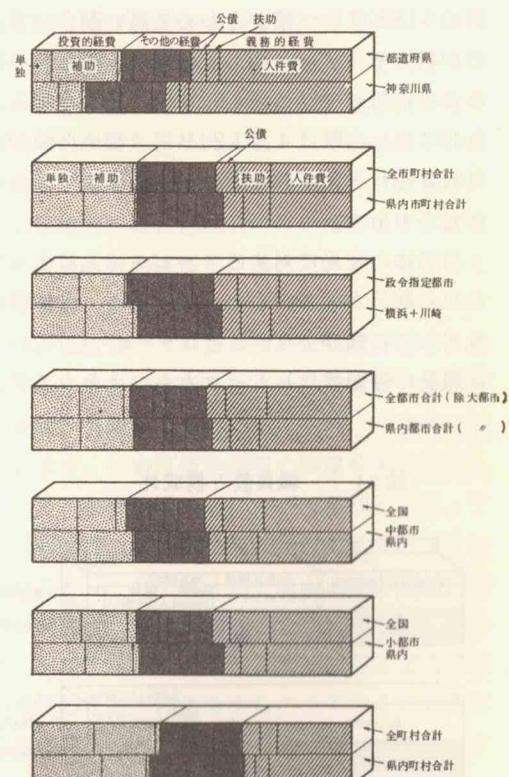
図10-1 歳出 住民1人あたりの額の比較
(性質別)



そのまえに、歳出の総額をみます。総額は県内の市町村で7,789億円（住民1人あたり12万8円）、県が5,244億円（1人あたり8万799円）です。前年50年度に比べると市町村が16.4%増と全国平均15.1%よりやや高く、県では9.9%増で都道府県の11.1%よりやや低くなっています。昭和45年度を基準とした伸率は市町村が3.37倍で全国平均の3.28倍より高い伸率を示し、県では2.39倍であり都道府県の2.7倍より低い伸率という同様な傾向がみられます。

特徴的には、住民1人あたりの額が、歳入総額が低いこととあわせて、歳出でも低くなっていることです（市町村の全国平均は12万6,939円、都道府県は14万1,120円）。ことに神奈川県の歳出総額が住民1人あたりでみると全国平均の57.3%にしかならないことが注目されます。

図10-2 性質別歳出の構成比比較



このことは、第1章で租税の負担額が全国よりはるかに高い（地方税も国税も）こととあわせて考えると、配分の方法に問題があることに気づきます。

1. 人 件 費

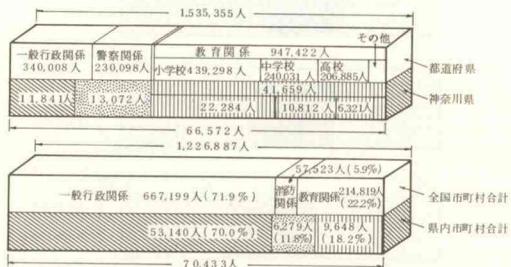
職員や特別職の給与、議員などへの報酬、退職金や共済組合の掛金など、人にかかる支出が人件費です。

昭和51年度に人件費は県内市町村で2,052億円（歳出に占める割合は26.3%）、県で2,675億円（同51.0%）支出されました。前年の50年度に比べ市町村は11.7%増（全国10.6%）、県では9.2%（都道府県は10.7%）増えており、県内市町村が全国平均より高く県が他の都道府県より低い伸び率となっています。

歳出に占める割合は、市町村は全国平均26.4%とほぼ同様な割合であるのに対し、都道府県の41.8%に比べ県がきわめて高い割合であるのが目立ちます。しかし、住民1人あたりの額でみると市町村では3万1,614円（全国平均3万3,493円）、県は4万1,219円（都道府県が5万9,028円）といずれも低くおさえられていることがわかります。

自治体の住民に対するサービスは人によって行われる部分が大きいことだとすると、人件費の1人あたりの額が少ないとサービスも少ない（又は職員の労働強化）ことだともいえそうです。ち

図11 職員数と構成比

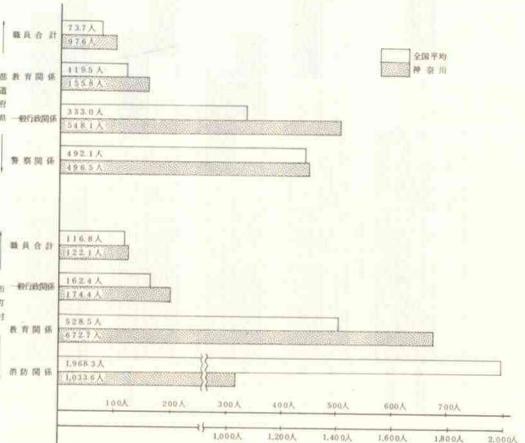


なみに職員一人あたりでかかる人口を調べてみましょう。

まず、市町村では、県内では人口122.1人に1人の職員ですが、全国平均では人口116.8人に1人の職員がいます。県は人口97.5人に1人の職員ですが、都道府県平均では人口73.7人に1人の職員というぐあいになっています。職員1人あたりがかかる人口が多くなるほどサービスはゆきとどかなくなるわけですから、神奈川の場合、市町村も県も全国平均より多くの人口をかかえているという事実を注目すべきだと考えます。（この場合の職員は昭和52年4月1日の普通会計分の職員であり、人口は51年3月31日現在の人口である）

したがって結論的には、全国よりもやや人件費の歳出全体に占める割合いが高い神奈川県ですが、歳出総額そのものが低いために人件費の割合いが高くなりえるにすぎないといえます。ところで職員1人あたりの人口を個々の職員の内訳をみると市町村で一般行政・消防・教育の関係に分けてみると消防が少なく、その他は全国より多くの人口をかかえています。県では一般行政・教育・警察の関係に分けてみても全国より多くの人口をかかえていますが、警察関係はほぼ全国なみに達しています。

図12 職員1人あたりの人口比較



る半面、教育の中で高等学校の関係教職員が特に少ないのが目立っています。

2. 扶 助 費

法律で義務づけられているか、または自治体独自に支給する社会福祉のための扶助にふりむけた費用を扶助費といいます。さきにみた目的別歳出のなかの民生費のほとんどと、衛生費・教育費の中の扶助のための支出がここに入ります。

昭和51年度に扶助費は、市町村が669億円（歳出に占める割合8.6%）、県が139億円（同2.6%）支出しています。前年の50年度より市町村は22.7%（全国20.5%）、県は8.8%（都道府県14.4%）増えています。

これを昭和45年度を基準としてみると、市町村が5.52倍（全国5.40倍）、県が3.68倍（都道府県2.77倍）といずれも全国を上まわる伸率を示しています。しかし歳出に占める割合はいはずれも全国より低く（全国の市町村10.9%、都道府県3.8%）おさえられています。この傾向を市町村を規模別に分けてみると、大都市が全国の伸びより低いのを除いて、中・小都市、町村とも高い伸率ですが構成比はまだ低くおさえられています。

このことは、すでに民生費の中でふれたように、福祉のたちおくれが原因であるとみてよいでしょう。当然、住民1人あたりの金額も低く、大都市で全国の約半分（指定都市2万2,108円に対し県内1万1,702円）であり、県にいたっては4割（都道府県では5,349円に対し県が2,135円）という低さです。革新自治体の“ばらまき福祉”が地方財政を圧迫しているというキャンペーンは、皮肉なことに神奈川に関しては全くマト外れであるとすらいえそうです。

3. 公 債 費

地方債の元利の返済金と、自治体がその年度内で一時借り入れた金の利子をあわせて公債費とよ

びます。

昭和51年度に公債費は、市町村が431億円（歳出に占める割合5.5%）、県が212億円（同4.0%）支出しました。歳入に占める割合で全国の市町村が5.8%、都道府県が4.3%であるのに対して低くおさえることができます。

ところが、年々この借金の返済はふくらむ一方であり、昭和45年度を基準とした伸率でみると、市町村は全国が4.03倍であるのに県内では4.49倍と高い伸率を示しています。規模別でみると、もともと地方債のウェイトが高かった大・中都市を除いて、中都市で全国3.60倍に対し県内が8.42倍、町村で全国が3.91倍に対して県内では6.91倍と特に高くなっていることが注目されます。

神奈川県の場合は、もともと地方債に頼らずにすんでいた昭和45年当時は、歳出総額に占める割合がわずか1.1%（全国3.0%）でした。ところが48年以降は毎年50億円ずつ増え続け、実に45年を基準とした伸率では8.90倍（全国3.91倍）という驚異的な伸びとなっています。

昭和51年度の決算を見る限りでは、まだ全国よりもいくらか良いとはいいうものの、昭和53年度からは50年の財政不足の穴うめとして借金をした分（減収補てん債）の返済がはじまるわけであり、今後毎年増加することは目にみえていきます。おしなべて借金依存の体質が侵透してきているといえましょう。

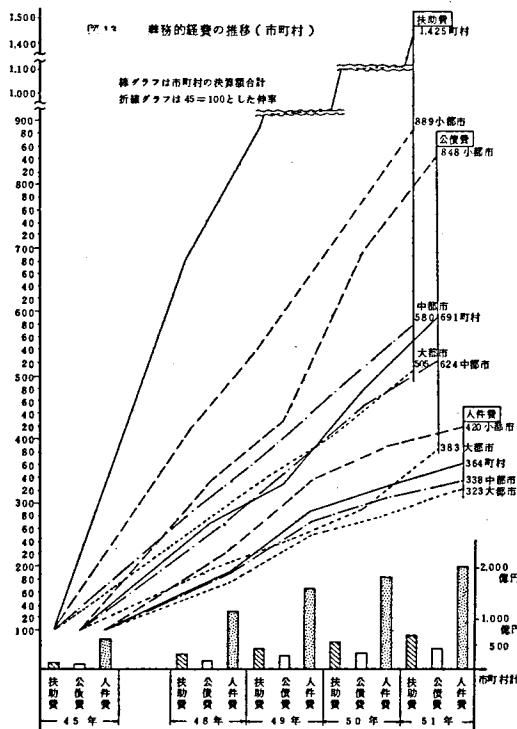
また、公債費のうち長期債の元利返済額を、標準税率と地方交付税を加えた一般財源（基準財政需要額）で割ってもとめた比率を「公債費比率」といいます。いわば借金返済の限度をあらわすものとして、自治体財政のエンゲル系数とも言ってよいでしょう。公債費比率が20%未満は問題となりませんが、これを越えると借金の許可（起債許可）が制限されることになります。県内の自治体では、川崎・相模原・大和・海老名の4市と綾瀬・相模湖の2町が10%を少しこえているのが目につく程度であり問題視する必要はなさそうです。

4. 義務的経費

今までのべた、人件費・扶助費・公債費をあわせて、自治体が必ず支出すべき経費を義務的経費とよびます。義務的経費が多ければその自治体の財政運営がきゅうくつになる、財政の弾力性がなくなる、といわれています。ところが、すでにのべたように、住民へのサービスを充実させるために必要な人件費や扶助費は、多い方が住民の立場からすれば良いとも言えるわけです。またサービス拡大のために投資した金の返済が公債費であるわけで、これもまた高くてやむを得ない面があります。問題点を住民サービスとのミアイでとらえて、是非を判断すべきだと考えます。

義務的経費は、人件費・扶助費・公債費でみたのと同様な傾向を示しているのは当然です。歳出に占る割合では、市町村では全国より低く（全国が43.0%に対し県内が40.5%），県では高い（都道府県49.9%に対し県57.7%）ものの、住民1人

図13 義務的経費の推移（市町村）



あたりの額ではいずれも低くおさえられています。また昭和45年度を基準とした伸率では、人件費がほぼ歳出総額の伸びと同様であるのに対して、扶助費・公債費の伸びが特に高かったものの、全体の義務的経費は市町村で3.81倍（全国3.95倍）、県が3.74倍（都道府県3.15倍）でとどまっています。

こうしてみると、「人件費と福祉のばらまきが財政危機の原因である」とする宣伝は、きわめて意図的であり、問題の本質からかけ離れています。財政危機の本質が国と地方との財源配分にあるということをおおいにかくすための宣伝であったと言えます。

5. 物件費、維持補修費、補助費等

人に関する支出が人件費であるのに対比して、物にかかる支出を物件費といいます。備品購入や消耗品・燃料の購入、修繕やまかない委託料、印刷代や光熱水の使用料などの他、アルバイトの賃金や職員などの旅費、交際費なども入ります。また、自治体がもっている施設などの維持費や補修に関する費用を維持補修費といいます。さらに国や県、一部事務組合に対する負担金やその他の団体に対する補助交付金などを総称して補助費等といいます。

昭和51年度に県内で物件費、維持補修、補助費等は、市町村では606億円（歳出に占める割合7.8%）と173億円（同2.2%）、と554億円（同10.5%）、県では243億円（同4.6%）と39億円（同0.7%）と355億円（同2.5%）がそれぞれ支出されました。

義務的経費とこれらの物件費・維持補修費・補助費等は、自治体のなかで毎年経常的に支出されるものであり、あわせて経常経費とよびます。この経常経費にどれだけ経常的に入ってくる一般財源が使われたかという比率を「経常収支比率」といいます。

経常経費に多くの一般財源が使われれば、次に

のべる投資的経費にまわす分は少なくなるわけです。そのため、経常収支比率が高いとその自治体の財政運営は限られたものになって、いわゆる硬直化し弾力性に欠けたものになるといわれています。自治省ではこの経常収支比率が70～80%にとどまるよう指導しています。

財政事情が悪くなると多くの自治体では、これらの経費の節減につとめます。そのためか県内の物件費、維持補修費ともその伸率は歳出総額の伸びより低くなっています。昭和45年を基準にして物件費が市町村では3.17倍（全国は3.07倍）、県が1.16倍（都道府県は2.36倍）です。維持補修費も同様ですが、特に県の場合は昭和45年の歳出金額より低いという状態です。

補助費等は、国や県、一部事務組合などの分担金は多種多様であり、さらに自治体に関係のある団体への補助金や交付金となると千差万別でなかなか実態がつかみきれません。特に規模の多い自治体、県や大都市で全国より高い構成比を示していることが注目され、細目について個々の自治体ごとに検討する必要があると思われます。

6. 投資的経費

自治体が公共施設を建設したり道路や橋をつくりたりする投資にふりむけた費用を総称して投資的経費とよびます。投資的経費の中には、普通建設事業費と災害復旧事業費、失業対策事業費に分けられます。またこれらの費用を、国の補助金などの国庫支出金が出されて行う補助事業と、国庫支出金を伴わない自治体独自に行う単独事業にそれぞれ分けることができます。

(1) 普通建設事業費

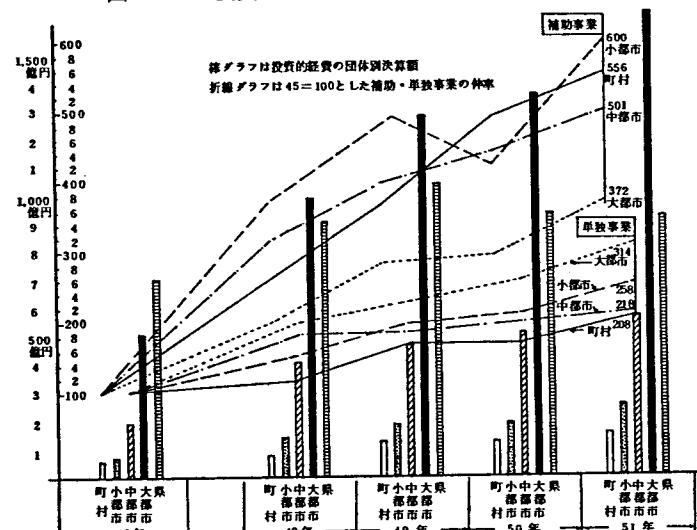
さきにみた目的別歳出のうち土木費のはほとんどと、民生・衛生・教育

などの費用のうち施設や学校などの建設にかかる費用を普通建設事業費といいます。この事業に使われる費用は税金などの一般財源のほか、国庫支出金と地方債の占めるウエイトが高いのが特徴です。

昭和51年度に県内で普通建設事業費は、市町村で2,553億円（歳出に占める割合32.8%）、県では894億円（同17.0%）が支出されました。50年度が総需要抑制政策の影響をまとめて普通建設事業が圧縮されていましたが、51年度は市町村でみると上昇しています（50年より全国は9.7%増、神奈川は19.7%）。ところが都道府県は全体に伸びがてぶく、全国の都道府県で3.9%増、県では逆に0.7%減となっています。

昭和45年を基準とした伸率は、市町村が全国で2.74倍に対し県内では3.22倍と高いものの、都道府県の2.10倍の伸びに対して県はわずか1.29倍の伸びにしかすぎません。投資的経費のほとんどがこの普通建設事業費であるため、投資的経費そのものと同じ結果です。その結果、投資的経費を住民1人あたりの額でみると、市町村が全国平均で4万2,661円に対して県内は4万0,388円と低く、都道府県平均では4万0,583円であるのに対し県は1万4,205円とわずか35%にしかならない額で

図14 投資的経費の推移



しかありません。財源難が投資的経費を直撃したといえそうです。

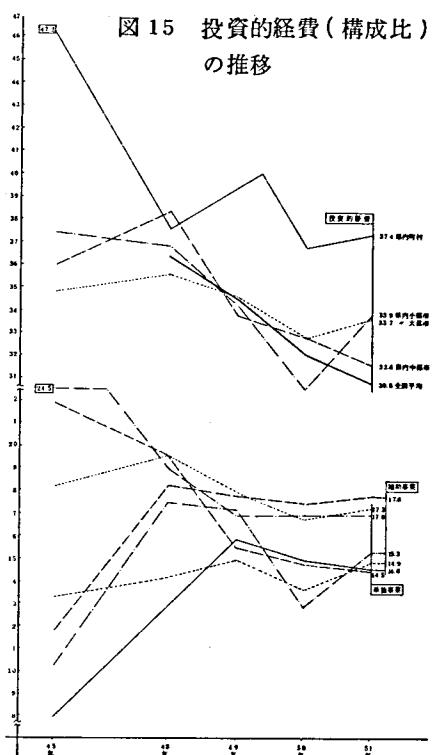
(2) 災害復旧事業費・失業対策事業費

風水害や地震などによる災害から復旧するためにはかかる費用が災害復旧事業費であり、失業者に就職の機会を与えるために道路や公園などの整備事業を行なう費用が失業対策事業費です。

災害復旧事業費は目的別歳出の項でみた災害復旧費にあたります。したがって、県内では全国と比べて災害が少ないため低い額ですんでいます。失業対策費は大都市と中都市および県だけが行っている事業で、小都市と町村はありません。

昭和51年度に県内で災害復旧事業費と失業対策事業費は、市町村で15億円（歳出に占める割合0.2%）と53億円（同0.7%）、県では12億円（同0.2%）と17億円（同0.3%）がそれぞれ支出されました。歳出に占める割合いもきわめて小さく、失業対策費は除々に減る方向にある他は、特に目につく点はありません。

図15 投資的経費（構成比）の推移



(3) 補助事業費・単独事業費

投資的経費を性質別に見て、国庫補助の有無によって区分します。国の奨励的補助金のつく事業を多く行なえば補助事業費が高くなり、独自の財源で行なう事業が多ければ単独事業費が高くなるわけです。

昭和51年度に県内の補助事業費と単独事業費は、市町村で1,212億円（歳出に占める割合15.6%）と1,316円（同16.9%）、県では396億円（同7.8%）と420億円（同8.0%）支出しています。補助事業と単独事業の割合をみると、全国の市町村が16.9%対16.1%であり、都道府県では25.6%対20.6%といずれも補助事業費が多いのに対して、神奈川の場合は少しではありますが単独事業費の割合が多いのが特徴です。

ところが、補助事業費は年々増え続けています。昭和45年当時に歳出に占める割合いが、市町村で補助事業12.4%対単独事業20.7%（全国は17.3%対21.9%）であり、県が11.1%対19.5%（都道府県は22.2%対11.3%）で、県内はいすれも単独事業の割合が相当高かったわけです。それがほぼ同額に近くなったわけですから、補助事業の伸びの大きさがわかります。昭和45年を基準とした伸び率は、市町村では補助事業4.21倍と単独事業2.75倍（全国は3.21倍と2.40倍）、県では1.62倍と0.98倍（都道府県は2.50倍と1.57倍）というようになります。

これをさらに市町村の規模別でみると、歳出に占める割合で、大都市が補助事業14.9%対単独事業17.3%，中都市が17.8%対14.5%，小都市が15.3%対17.0%，町村が14.6%対22.8%となっています。昭和45年当時はいすれも単独事業の方が5%ないし27%も多かったわけであり、特に中都市では逆転して補助事業費が多くなっているのが注目されます。また町村では補助の対象となる事業が少ないと補助金制度の中味が問題だといえましょう。

ともあれ、国庫支出金が年々増加する傾向につ

いては既に歳入の項でみたところですが、補助金の拡大により国の統制が強まるわけであることを考えれば、増加する分を自治体が自由につかえる一般財源にふりむけるべきであると主張したいところです。

7. その他の経費

義務的、経常的、そして投資的経費をみてきました。残るその他の経費をみましょう。

まず、普通会計から地方公営企業法の適用をうけない公営企業会計や、定額資金を運用する基金などへくり出す経費が「繰出金」です。また年度によって財源が過不足するのを調整するためや、将来の公共施設の整備など特定の目的をもって資金を積み立てる自治体の貯金が「積立金」です。さらに、自治体がいろいろな債権などを持ったり、財団法人などに資金を支出したり、公営企業の建設投資の財源を支出することなどの経費が「投資及び出資金」です。また中小企業援助のための各種の資金や、公営企業や公社公団などに貸付ける経費が「貸付金」です。

(1) 繰 出 金

繰出金は昭和51年度には県内で、市町村は248億円（歳出に占める割合3.2%）、県では8億円（同0.2%）繰り出しています。市町村の繰出金は昭和45年を基準にして全国が2.22倍、県内が2.29倍とあまり伸びていませんが、県は4.97倍と高いものの歳出に占める割合はごく小さいので特に目立った傾向はみられません。

(2) 積 立 金

積立金は昭和51年度には県内で、市町村が137億円（歳出に占める割合1.8%）、県で75億円（歳出に占める割合1.4%）を積み立てています。全国の市町村も都道府県もほぼ同じ割合です（市町村2.5%，都道府県1.2%）。

毎年この積立金を積みたてたり、とりくずした

りして財源の調整をはかるわけですが、昭和51年度末の積立金の総額（現在高）は、県内の市町村が331億円（全国では9,446億円）県が83億円（都道府県2,887億円）になります。市町村が昭和48年から年々増えて約3倍になったのに対して、県は年度とりくずし減っているのが目立ちます。51年度に県で積立てた75億円も52年度でとりくずしていますからゼロに近い状態であるといえます。

(3) 投資および出資金、貸付金

昭和51年度の投資および出資金と貸付金をあわせて、市町村では358億円（歳出に占める割合は4.6%）、県では378億円（同7.2%）支出しています。全国と比べて県内の市町村がやや高く（全国3.6%）県はほど同じ（都道府県7.1%）構成比になっています。市町村も県もあまり伸びてはおらず、この経費の性質からして町村ではきわめて低い金額にとどまっています。

む す び

税金がいくら納められ、それがどう配分され、どのように使われたのかをひと通りみてきました。

神奈川県内の自治体の財政状況は、結論的には①財源における自主性が比較的高いこと ②財政運営の硬直化は県を除いた市町村では全国より弱い。しかし着実に硬直化がすんでいること ③租税の負担力が高いもののそれだけの行政投資が県内では行われていないことなどが指摘できます。

さらに全国的な傾向にもみられるとおり、財源配分そのものに根本的な改革を加えない以上、自治体が、自治と名づけられるだけの自主権を持つまでにはいたらない。むしろ国からの統制がより一層進行するであろう、ということです。

時間的な制約や、検討の不十分さのため多くの不備な点を残したまま終らざるを得ません。今後の各自治体ごとの検討を加えてさらに充実させる努力を引き続き行うことを自らに誓いながら、むすびとします。

財政用語の てびき

(アイウエオ順)

維持補修費

自治体の管理する施設等の維持補修に関する経費をさします。改築・増築など施設の形や構造そのものを改良するものなどは普通建設事業に入ります。

一般財源・特定財源

一般財源は、使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいいます。地方税、地方譲与税、地方交付税、一般寄付金、繰越金等です。

特定財源は、使途が特定されているものをいいます。国庫支出金、県支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料、指定寄付金等があります。

(P 10)

$$\text{一般財源比率} = \frac{\text{一般財源}}{\text{歳入総額}} \times 100$$

歳入総額のうち使途が特定されていない経常的な一般財源（地方税や交付税）と臨時的な一般財源（ギャンブル収入など）を含んだ税等一般財源の割りあいを示したものです。一般財源の比率が高くなれば、自治体の財源使途の自主性は高くなります。

基準財政需要額・基準財政収入額

基準財政需要額、基準財政収入額は、普通交付税を算出するための基礎数値で、交付税法にもとづき、自治大臣が一方的に金額を決定処分します。交付税法制定時の目的は憲法上配分された行政事務を執行するのに必要な一般財源を保障する、つまり財政調整機能を果すことでした。自治体財政権を保障するのを目的としていました。

現実の交付税制度の運用では、その財政調整機能が実態に合わず問題となっています。政府の算出方式は、あくまで「標準団体」という仮空の前提のもとに標準経費を算出し、それから特定財源を差引いて、人口で除して割出したものを法定の単位費用にします。そして、この法定の単位費用

を各団体の実態に引直すために「補正係数」を乘じますが、これは省令で一方的に定められるので、チェックが必要です。

需要額、収入額について現実の数値をぶつけ、更に人口1人当たりで他団体との対比、対前年伸び率をみて、他団体と平衡を欠くようなことがあれば直ちに問題とすべきです。

注 1) 交付税制度の考え方

わが国の地方財政調整制度に初めて財源保障の機能を取り入れた地方財政平衡交付金制度によってもたらされた概念です。地方交付税制度においても、各自治体ごとの財源不足額を合理的に算定する方法として引き続き採用されたものです。しかし、実際には、財政調整機能をもつべき交付税制度が、現実の必要な財政経費に合致せず、問題を生じています。

注 2) 交付税法 2 条、基準財政収入額

基準財政収入額とは、①法定普通税の収入見込額 $\times \frac{80}{100}$ (府県) または $\frac{75}{100}$ (市町村)、②目的税(自動車取得税、軽油引取税)の収入見込額(府県のみ)、③国有資産等所在交付金 $\times \frac{80}{100}$ (府県) または $\frac{75}{100}$ (市町村)、④娛樂・自動車取得・軽油引取交付金 $\times \frac{75}{100}$ (市町村のみ)、⑤譲与税の収入見込額(府県のみ)を合算したものです。

基準収入の $\frac{80}{100}$ (府県) 又は $\frac{75}{100}$ (市町村)。

地方公共団体に交付すべき地方交付税のうち、普通交付税を算定するのに当って、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、それぞれの自治体について算定した収入額です。

注 3) 基準財政需要額について

自治省は「一定の方法で合理的に算定した額」としています。そして、その特徴として以下の3点をあげています。

- ① 各自治体における現実に必要とする経費の額を算定するものではなく、客観的なあるべき財政需要額を表わすものであること。
- ② 財政需要額のうち国庫支出金、使用料、手数料など特定財源を除いた一般財源額を意味することである。
- ③ 自治体のあらゆる行政経費を反映させるも

のではなく、基準財政収入額に見合うものとして義務的性格の強い経費、普遍性の高い経費が優先的に算定の対象とされる。（交付税法2, 11） （P 42, P 63）

$$\text{義務的経費比率} = \frac{\text{義務的経費支出額}}{\text{歳出総額}} \times 100$$

歳出の中における義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割りあいを示したもので、自治省によれば、義務的経費が少ないほど財政に弾力性があり、逆になると財政構造が硬直化し、赤字財政の危険が大きいとされています。

しかし、扶助費など法的義務づけや、大巾な起債による公共投資の結果として公債費（地方債の元利償還金と一時借入金の利子）の割りあいが高まってきている現状を注意する必要があります。 （P 6）

繰上充用

繰上充用は、会計年度経過後に歳入欠陥を生じた場合、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることをいいます。この場合、そのために必要な額を翌年度の歳出予算に計上しなければなりません。

現行の地方財政制度は赤字決算を予期していないので、これを避けるためには、翌年度歳入を繰り上げてその年度の歳出に充当するという非常手段をとる以外には方法はないのです。

繰入金

繰入金は、自治体の会計で一般会計、他の特別会計、基金、財産区会計間で、現金の所属を移す場合に、その移動を表わす用語のことです。

（P 78）

繰越金

繰越金は、自治体において各年度の決算上の剰余金は、翌年度の歳入に編入しなければならないとされています。翌年度の歳入として編入する場合の剰余金を繰越金として受け入れることとしています。ただし、条例や自治体の議会の議決により、剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるとされています。（自治法233の2）

剰余金を処分する方法は、まず繰越明許費、継続費の順次繰越しおよび事故繰越の財源に充当す

べき特定財源は、当然これらの繰越財源として使用しなければならないので、形式的収支額から控除されます。この残額の $\frac{1}{2}$ を下らない額が積み立て、または地方債の繰上償還の財源に充当されます。（地財法7、同法施行令13） （P 79）

繰出金

繰入金に対応して使われるもので、ここでは一般会計から企業会計への繰出金をさします。その公営企業会計の中身による検討が必要になります。しかし、繰出金の傾向は把握しにくい側面があります。

形式収支

形式収支は、普通会計の決算収支を表示する一形式で、歳入決算総額から歳出決算総額を差引いたもののことです。

経常一般財源

経常一般財源は、毎年度連続して恒常的に収入され、その使途を自由に決定しうるもので、この割合により、その団体の収入の安定性と財政上の自律性が推測されます。

その中身は、普通税、地方譲与税、娯楽施設利用税交付金、軽油引取税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、普通交付税交付金、経常的に収入される使用料、手数料、財産収入、諸収入（そのうち使途の特定されないもの）をいいます。

経常経費

経常経費は、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費をさします。

経常収支比率

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費に充当した一般財源の額}}{\text{経常一般財源の額}} \times 100$$

この経常収支比率は、政府自治省によって財政硬直化なし弾力性を判定するために使われます。70～80%以下でないとその団体は財政危機といいますが、合理的根拠があるわけではありません。（人件費のみで50%以下に抑えようとしており、都道府県で70%以下、市町村で75%以下が望ましいと自治省は指導しています。）

この方式の考え方は、投資財源を捻出するため、経常経費を圧縮し、ういた一般経常財源を投資財

源にまわそうとするやり方です。一般財源の伸びが政策的に抑圧されたため、経常収支比率が大きく上昇した場合、合理化や人件費攻撃、福祉切り捨てなど国の考える自治体統制が一層強められるとみられます。投資的事業より福祉など人件費を多く必要とする仕事に重点をおいている自治体では当然経常収支比率は高くなります。100%をこえると経常経費の洗い直し、一般経常財源に問題がないか点検する必要があります。 (P 85)

継続費

継続費は、数カ年度にわたり履行を要する事業で、その経費の総額および年割額について、あらかじめ一括して予算の議決を経て、数年度にわたって支出する制度ないしその経費をいいます。(自治法 212 条)

この継続費の制度は、予算の単年度主義の欠陥を補うための一つの方法です。なお、継続費により支出できる年限は、自治法上定めがありません。国の場合原則として 5 カ年度以内とされています。(財政法 14 の 2 II)

注) 継続費通次縁越

継続費の各会計年度の年割額に係る歳出予算のうち、その年度内に支出を終わらなかったものは、不用額としないで、当該継続費の終わりまで通次縁越して使用することをいいます。

(P 79)

県事業負担金

土木その他の建設事業等に要する費用で都道府県が負担するものについてその利益をうける市町村の負担金をいいます。

県支出金

県が市町村に対して支出するものをいいます。法令などで定められた国の負担金など国庫財源を伴うものと、国から県をトンネルにして市町村に支出される委託金、更に都道府県のみの独自の支出交付金があります。また地方財源不足を補うための臨時地方特例交付金もこの中にっています。県独自のものとしてギャンブル開催権を持たない市町村に対する地方振興助成交付金があります。

公債費

公債費は、地方債の借入れのさい、定められた

条件に従って、毎年度、元金の償還および利子の支払いに要する経費の合計額をいいます。当該年度末の地方債の累積高(地方債現在高)により毎年の元利償還額が見込まれることになります。人件費、扶助費、公債費を合せて「義務的経費」として分類し、この義務的経費が少ないほど財政に弾力性があり、反対に高い場合は硬直化しているといわれています。しかし、50 年以降の地方財源不足に伴う大量の地方債発行は結果的に義務的経費の増加になっているので特に注意する必要があります。

(P 30)

公債費比率

財政負担力をみるものとして、地方債の許可の基準として重視されています。

公債費比率は 10~15% は問題となりません。過去 3 年間の平均値で 20% 以上は自治省の許可方針により危険団体として一般単独事業債が制限され、30% 以上は補助事業債も制限されます。(ただし災害復旧債は除く。)

$$\text{公債費比率} = \frac{\text{長期債にかかる元利償還費}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

で計算されます。

(P 84)

国庫支出金

国が地方自治体に対して国庫から支出交付する資金のうち、用途が明確に定められているものを総称する言葉です。

国庫支出金は性格によって、委託金、負担金、補助金の三つに分けられています。国庫支出金は、国からの補助金という受けとり方を一般的にされていますが、これは戦前において国庫支出金をすべて補助金としてとりあつかったためです。

現在の国庫支出金の 3 つの性格をみてみると、次のようになります。

委託金は、本来国の仕事であるが、これを地方自治体にやってもらうため、その経費を国が支出するもので、地方自治体はこの経費を負担する必要がありません。(国会議員の選挙事務、国勢調査などの調査、統計事務、外国人登録事務、自衛隊員の募集事務等。) 超過負担や事務処理の経費が適正かなど調べてみる必要があります。

負担金は、国と地方が相互に利害関係のある事

務事業について経費を分担しあう性格をもった国の支出金です。

補助金は、いわゆる奨励的補助金で、地方自治体がこの補助金を受けとるかどうかは自由であって、強制されるものではありません。奨励的補助金は、国の立場からみて、地方自治体が行うのが望ましいと考えられる事務を奨励するため、その手段として補助金を申請する地方自治体に支出される国庫支出金です。

国庫補助金は、国が地方自治体に各種の仕事を強制する中央支配の一手段として機能しており、地方自治体の側でも、補助金のついた仕事を優先的にとりあつかっています。 (P 12)

固定資産税

住民税に次ぐウェイトをもつ市町村税です。この中身も純固定資産税として、土地、家屋、償却資産からの税と、国の施設や公共企業体からくる交付金、納付金に分けることができます。

特に固定資産税は景気に左右されない独自財源として重視する必要があります。 (P 31)

債務負担行為

債務負担行為は、歳出予算金額、継続費の総額または繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除いて自治体が債務を負担する行為をいいます。

(P 80)

財政力指数

財政力指数は、自治省の見方では「1」に近いほど財政力が強いとされています。全国に3,000余ある自治体の財政力を測定する尺度としていますが、基準財政需要額が毎年増減（政策的に）されるので、正しく反映しているわけではなく、国の一般財源保障の状況を示すにすぎません。

この指数で意味をもつものは、各種法令によって、補助率のカサ上げなど財政特別措置がとられる場合です。首都圏、近畿圏、中部圏に関する財政措置法によりますと、財政力に応じて利子補給補助率カサ上げが行われます。指数が「1」以上の自治体には普通交付税が交付されません（財源超過団体）。「1」未満の自治体には地方交付税が交付されます（交付団体、財源不足団体）。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \times 100$$

で算出します（3カ年間平均）。 (P 41)

実質収支

実質収支は、歳入、歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差引いた額です。自治体の決算収支をみる場合、黒字、赤字を判定するのにこの実質収支を用います。自治体の運営の適否を判断する重要な点といわれています。

実質収支が黒字であれば財政にゆとりがあり、赤字であれば余裕がないことを意味します。しかし黒字額が多ければ多いほど財政運営が良好とはいません。自治体は住民へのサービスを目的としているのであり、営利企業ではないからです。

自治省は、適度の黒字額を歳入規模の5%程度（経験値）としています。それ以上の収入増は、住民へのサービスという点で問題があり、行政水準の向上や住民負担の軽減にふりむけられべきです。

注) 翌年度へ繰り越すべき財源には、継続費過次繰越額、繰越明許費、事故繰越額、事業繰越額および支払繰延額があります。 (P 88)

実質収支比率

この実質収支比率は、地方財政再建促進特別措置法施行令により、市町村はマイナス20%以上、県はマイナス5%以上になると再建団体に転落することになります。プラス規模3~5%以上は健全財政を示します。つまり、住民サービスをサポートすれば黒字になります。プラス3~5%になる程度ならば、もっと住民のための事業をやるべきです。

実質収支額

標準財政規模〔基準財政収入額（特別とん議与税を除く） $\times (\frac{100}{75}) +$ 特別とん議与税+普通交付金〕で計算されます。

(注) 県の場合 $\frac{100}{80}$ となります。 (P 89)

実質単年度収支

実質単年度収支は、「単年度収支+基金積立額+地方債繰上償還金-基金とりくずし額」であらわされます。

実質単年度収支は、その年度の財源留保措置の

状況をみるもので、その年度の上記の黒字・赤字の要素が、その年度の歳入・歳出面にかりに措置されなかったとした場合、単年度収支が実質的にどのような額になったかをみるもので、

実質収支（財政の黒字・赤字）を問題にするとともに、この実質単年度収支で財源留保の状態をみるとことによって、実質的な財政運営の姿が明確になります。

注）単年度収支には積立金の取りくずしなど実質的に赤字の要素となる収入や、財政調整基金の積立てと地方債の繰上げ償還など実質的に黒字の要素を含んでいるので、これらを単年度収支から加減したものが「実質単年度収支」です。

(P 89)

住民税

地方税の中心となる住民税（市町村民税、都道府県民税）をみたもので、この中身を個人均等割・所得割と法人均等割・所得割に分けることができます。個人・法人の別をみるとことにより、その自治体の産業構造を推察できます。（P 31）

償却資産

償却資産は、土地、立木および建設仮勘定を除いた固定資産で毎事業年度減価償却を行うものであります。

使用料

公の施設の利用、または行政財産の目的外使用について、地方自治体がその利用者から徴収する収入をいいます。

無料として税金で賄うべきか、また税金と利用者が支払う使用料によって賄うべきか、あまり検討されていません。（P 20）

職員数

その年度の末日現在の人員費の対象となる職員数であり、一般・教育・消防・技能労務・臨時の職員（県は警察職員）が含まれています。統計は普通会計ベースであるため公営事業会計の職員は含まれていません。職員1人あたりの人口をみるとことにより、自治体間の比較がしやすくなります。

諸収入

延滞金加算金や過料、預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入、収益事業収入（競輪、競馬な

どのギャンブル収入）などが諸収入になります。

収益事業収入のあるのは新市（伊勢原、海老名、座間、南足柄）を除いた市だけであり、収益事業の開催権を持つ市に限られます。（P 77）

人件費

職員などに支出された給与、諸手当や負担金などです。職員給、議員、委員等の報酬、特別職の給与、地方公務員共済組合の負担金、退職手当、恩給および退職年金、災害補償費などで構成されています。

住民1人あたりの額により比較しやすくなります。なおこの中には、事業費支弁の人の人件費（補助された事務的経費の中のもの、工事雑費の中のもの、単独事業の設計監理のものの人件費）は含まれていません。（P 5）

総合起債充当率

普通建設事業のうち、地方債による費用の充当割合を示したもので、補助・単独事業を合せたものを用います。

総合起債充当率 = $\frac{\text{普通建設事業費中の起債}}{\text{普通建設事業費}} \times 100$

で計算されます。

起債の許可率に問題がなかったかどうか点検する必要があります。

単独事業費比率

$\frac{\text{普通建設事業費のうち単独事業費}}{\text{歳出総額}} \times 100$

歳出のうち自治体独自の費用で行う単独事業費の割りあいを示します。国の補助のつく補助事業費と対比して、投資的経費の内訳を検討する必要があります。

単年度収支

単年度収支は、その年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いた額です。その年度の実質収支は、前年度以前からの収支の累積であって、そのなかには前年度の収支が赤字であれ、黒字であれ持ち込まれていますので、この部分を除いてその年度だけの収支結果を見るための計算です。

単年度収支が黒字ということは、前年度の実質収支が黒字の場合、その年度の黒字額の純増です。反対の場合は、実質赤字の解消となります。単年

度収支が赤字ということは、前年度の実質収支が黒字の場合、剩余金の食いつぶしです。反対の場合は、赤字額の増加を示します。

単年度収支の持つ意味は、単年度黒字額（赤字額）の2倍に相当する額が翌年度の歳出規模の伸縮に作用することになります。 (P 88)

地方交付税

所得税、法人税、酒税のそれぞれ一定割合の額であって、自治体がその行うべき事務を遂行できるように国が交付する税をいいます（交付税法2条1項）。

地方交付税は普通交付税と特別交付税からなります。

毎年度分として交付すべき交付税の総額はその年度の所得税、法人税、酒税の収入見込額の32%の額の合算額に前年度までの交付税で、まだ交付していない額を加え、又は前年度までに交付すべきであった額を超えて交付した額を差引いた額とされています。

交付税制度は平衡交付金制度にかわって昭和29年度に創設されたものです。当初22%だったのが、現在32%（昭和41年より）にひきあげられています。しかし、地方自治体、自治労、社共両党などは40%へのひきあげ要求を行っています。(P 35)

地方債

地方自治体が、歳入の不足を補うため、また特定の使途に充てる目的で、他から資金を借り入れることによって生ずる年度を越えた債務（借金）をいいます。

後年度に債務を残す地方債は、借金財政で「そもそもわからない」状況にならないよう適債事業についてのみ発行できる（地財法5条）とされています。

地方債の許可制については、都起債訴訟にみられるように批判がでできます。

地方債資金は、①政府資金、②公営企業金融公庫資金、③市場公募資金、④金融機関の資金、⑤共済組合資金、⑥企業資金があります。 (P 22)

地方債計画

地方債計画は、毎年度国の予算編成に関連して策される財政投融资資金計画の一環として策定さ

れる地方債に関する年度計画です。また、地方債の事業別の起債許可予定額を示した全体計画でもあります。

地方債計画は、法律に根拠を有するものではなく、また国会の議決を必要とするものでもないとされています。

地方債計画は、地方債許可の運用の基準となるものですが、計画上の額が地方債の許可限度額ではなく、計画外に地方債を許可することもあります。 (P 27)

地方債現在高比率

$$\frac{\text{地方債現在高}}{\text{歳入一般財源（税等）}} \times 100$$

その年度末における地方債の残高が歳入の一般財源に対して、どういう割りあいになっているかを示したもので、自治体の借金依存度をあらわすものとして利用でき、将来の返済の重みを示しています。 (P 30)

地方財政計画

地方財政計画は、簡単にいって、自治体の歳入歳出総額の見込額をいいます。

その法的根拠は、「内閣は、毎年度その翌年度の自治体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない（交付税法7）」にあります。

この地方財政計画は、地方行財政制度の改正や地方交付税の算入率の変更等で基礎とされます。だから、単なる地方財政の収支の予測ではなく、自治体への財源保障の役割をもつものとされています。 (P 74)

地方税

地方税としての歳入額をすべて含んでいます。市町村普通税としては、市町村民税（住民税）、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ消費税、電気税、ガス税、特別土地保有税と、目的税として、入湯税、都市計画税、水利地益税、共同施設税などが含まれます。

都道府県普通税としては、都道府県民税、事業税、不動産取得税、都道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食税、自動車税、鉱区税、狩猟免許税、更に目的税が含まれます。

地方税の住民1人あたりの額を示すことにより、自治体間の比較がしやすくなると同時に、住民の税負担力を比較しやすくなります。 (P 31)

$$\text{地方税比率} = \frac{\text{地方税収入額}}{\text{歳入総額}} \times 100$$

歳入総額に対して、地方税（市町村民税・固定資産税など＝市町村、府県民税、事業税など＝府県）の割りあいを示したものです。自主財源の中心である地方税の収入割りあいをみるものです。

超過負担

国庫委託金や国庫負担金の対象となる事務事業を地方自治体が実施した結果、国から支出される金額が算定基準や地方自治体の実情に適合していないため、国の基準をこえて支出しなければならない地方自治体の自己財源の持ち出しのことをいいます。

具体例でいえば、外国人登録事務についての国の委託金が、地方自治体が実際に要する実支出額に遠く及ばず、委託金と実支出額の差が超過負担となっています。算定基準の根拠を明確にする必要があります。

国庫負担金の場合、保育所建設費にみられるように、地方自治体に超過負担を強制しています。それは、単価差、対象差、数量差によって生まれます。

単価差—建設事業の実施工事務に対する、国の基準
単価が低いために生じます。

対象差—用地とか門などを負担金の対象に加えるべきであるのに、対象外としていることから生じます。

数量差—3歳未満児の保育児童6人に保母1人という算定基準では1歳児の保育ができないので4人に1人の保母を配置すると、保母数に差が生じるため負担を余儀なくされるものです。 (P 18)

直轄事業負担金

直轄事業負担金は、国が道路、河川、砂防、港湾等の建設事業またはこれらの施設の災害復旧事業等を直轄で実施する場合、これに要する経費について、法令の定めるところにより、国に対して支出する自治体の負担金のことです。 (P 9)

積立金

自治体の貯金をさします。

この中には財政調整のための積立金（財政調整基金）、地方債の償還のための積立金（減債基金）および災害、建設事業、財産取得などの目的をもった積立金（特定目的基金）があります。決算で黒字になった場合、それを地方債償還に充当することや、災害救助に備えるための積立など法律により義務づけられているものもあり、その他は各自治体の条例によらなければならないとされています。

$$\text{積立金現在高比率} = \frac{\text{積立金現在高}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

その年度末における財政調整のための積立金が、標準財政規模に対してどういう割りあいになっているかを示したものです。一般財源に対するその自治体の貯蓄性向を示すものとして注目されます。

手数料

地方自治体が、特定の者のために行う公の役務に対して、その費用を賄うため、または報償として徴収する料金のことです。 (P 21)

投資的経費

経費の支出の効果が单年度または短期間で終らず、固定的な資本の形成にむけられる経費をさします。この中には普通建設事業費、失業対策事業費、災害復旧事業費にわけられています。義務的経費に対比してこの中身を検討する必要があります。

(P 7)

$$\text{投資的経費比率} = \frac{\text{投資的経費支出額}}{\text{歳出総額}} \times 100$$

歳出のうち投資的経費（普通建設事業、災害復旧、失業対策事業）の占める割りあいを示したもので、この経費の支出の効果は单年度だけでなく、固定的な資本形成にむけられる割りあいを示すとされています。 (P 7)

特別交付税

特別交付税は臨時一般財源として扱われます。特別交付税の総額は地方交付税総額の $\frac{6}{100}$ に相当する額と定められています。

特別交付税の意義は

①基準財政需要額の算定方法によっては、つか

まえられなかった特別の財政需要の存在。

②基準財政収入額の中に著しく過大に算定された財政収入があること。

③交付税配分額の算定期日後に生じた災害等のために特別の財政需要が生じたり、財政収入が減少したりしたこととされています。 (P 38)

年度末人口

その年度の末日（3月31日）現在の住民基本台帳に登載されている人口を示しています。人口の推移をみる基準でもあり、住民1人あたりの額はいずれもこの人口を基準としています。

標準財政規模

標準財政規模は、国の定める一般経常財源保障規模で自治体の独自の政策財源も含めた意味の一般経常財源規模を意味しています。

この標準財政規模の「額」が果して適正なものかどうかの点検が重要です。伸び率、人口1人あたりの額などにより調査・比較をする必要があります。標準財政規模＝標準税収入+普通交付税で計算されます。 (P 87)

標準税収入

標準税収入は、普通税（法定外普通税を除く）について、標準税率をもって、交付税法で定める方法により算定した収入見込額をいいます。

標準税収入と現実の税収入とを比較することにより、その自治体の税収入の妥当性を判断することができるものとされています。

標準税収入＝基準財政収入額× $\frac{100}{75}$ で計算されます。（県は $\frac{100}{80}$ ）

普通交付税は、標準税収入高を高く見積れば、それだけ交付税の減収となります。政府が交付税をへらすために、標準税収入額をいかに見積っているかを調べる必要があります。 (P 33)

扶助費

法律で義務づけられているもの、または自治体単独のものなど社会保障制度の一環として支出する生活、生業、葬祭等の扶助に要する経費をいいます。

民生費の中の社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、災害救助費および衛生費、教育費の中の扶助費が含まれ、扶助となる現金と物

品を含んでいます。それぞれ補助事業、単独事業に分けることができます。 (P 5)

普通会計

会計は予算上、一般会計、特別会計、公営企業会計と分類されていますが、これとは別に、国側では普通会計と、公営事業会計に分類しています。普通会計とは、原則として公営事業会計以外のものをいいます。（次ページの表参照）

普通建設事業費

国や自治体の行う公共的な土木工事（公共事業）のうち、災害復旧と失業対策事業を除いたものをいいます。国の直接間接的な補助のつく補助事業、自治体独自の財源で行う単独事業のほか、国の直轄事業に対する負担金、県営事業に対する負担金、同級の他団体を行う事業の負担金、他団体から委託をうけて行う受託事業に分けられます。特にそれぞれの事業内容、財源の内訳などをとおして分析する必要があります。

普通交付税

普通交付税は経常一般財源として扱われます。普通交付税の総額は地方交付税の総額の $\frac{94}{100}$ と定められています（法6条212）。

普通交付税の算定方式は、財源不足額（基準財政需要額－基準財政収入額）－調整額（基準財政需要額×調整率）で示されます。 (P 37)

物件費

人件費に対応する物件に含まれるものに伴う経費の一切をいいます。

具体的には、賃金、旅費、交際費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、材料費、医薬材料費など）、役務費（通信運搬費、手数料など）、備品購入費、委託料などが含まれます。 (P 5)

補助費等

国や県に対する負担金、一部事務組合に対する負担金、その他の諸団体に対する補助交付金などをさします。 (P 5)

※ () のページは自治労発行の地方財政用語辞典のページをあらわしています。

普通会計の区分

普通会計	公営事業会計
一般会計	国民健康保険事業費会計
市立大学費会計の病院分を除く分	市立大学費会計の病院分
母子等福祉資金会計	港湾整備事業費会計
勤労者福祉事業費会計	中央卸売市場費会計
公害被害者救済会計	中央と畜場費会計
損害てん補基金会計	公益質舗事業費会計
公共事業用地費会計	特別収益事業費会計
市債金会計	(ギャンブル) 農業共済事業費会計 交通災害共済事業費会計 以上のはか 地方公営企業法適用事業会計として交通事業、水道事業などの公営企業会計がある。

(注) なお、決算統計上は、繰出、繰入など各会計間での整理などであって、決算額などはこの区分で全部が集計されていません。この表は横浜市の会計を参考にしてあります。

自治研センター会員募集中

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治労傘下の各組合、自治労県本部または自治研センター事務局にあります。会費月300円の半年分または1年分をそえてお申しこみください。
3. 申込書がないときは自治労県本部☎045(681)7821、または自治研センター事務局☎045(662)0743へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターのこの月報が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ定価300円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用できます。

資料編

団体別決算の状況 (昭和51年度 普通会計)

(1) 歳入内訳

附錄 C

団体別	大 都 市		中 都 市		小 都 市		町 村		市 町 村 計		其 他		合 计		
	決 算 額	対前年 伸び率	構成比	決 算 額	対前年 伸び率	構成比	決 算 額	対前年 伸び率	構成比	決 算 額	対前年 伸び率	構成比	決 算 額	対前年 伸び率	構成比
内 収 税	231,872	+6.6	47.6	93,482	+8.8	9.6	37,666	+3.4	4.7	17,822	+2.2	4.0	320,979	+8.9	4.6
	地方 税	-	-	6,679	+2.0	1.3	1,894	+9.5	0.3	632	+2.6	0.3	237	+9.5	0.3
	地 方 諸 税	-	-	1,985	+1.9	-	-	-	-	-	-	-	9,119	+4.7	1.1
	被 手 施 設 賃 金	-	-	9,482	+1.9	1.9	2,029	+5.9	1.2	1,095	+10.4	1.4	9,62	+3.3	2.2
一般財源	地 方 交 付 税	-	-	38,159	+9.2	7.6	6,211	+4.3	3.4	4,445	+3.7	0.6	4,633	+2.7	1.6
	小 家 族 費 用 金	-	-	286,814	+2.1	56.4	103,544	+20.2	5.6	43,828	+2.0	5.6	23,765	+2.6	4.6
	空 戸 家 族 費 用 金	-	-	1,012	+2.9	0.2	244	+0.8	0.1	87	+0.1	-	41,224	+0.1	0.1
	積 金 有 価 貨 物	-	-	6,625	+5.6	1.2	2,352	+5.1	1.3	3,353	+16.2	2.9	762	+1.1	1.9
そ の 他	使 用 料・手 数 料	-	-	13,129	+2.1	2.6	3,281	+19.2	1.8	1,376	+6.1	1.7	744	+2.0	1.7
	国 库 支 出 金	-	-	66,884	+20.0	12.1	26,292	+19.4	1.6	9,660	+16.3	1.6	3,610	+4.3	0.3
	国 有 提 供 交 付 金	-	-	6,663	+0.3	0.1	1,168	+24.3	0.4	220	+31.1	0.3	295	+1.9	0.2
	旅 行 支 出 金	-	-	9,044	+4.6	1.9	5,088	+1.6	2.7	2,164	+5.7	2.7	2,327	+3.3	3.4
財 政	貯 金 取 入	-	-	4,294	+2.0	0.8	2,186	+20.4	1.2	477	+1.6	0.6	782	+1.8	1.6
	総 入 金	-	-	1,679	+5.5	0.3	107	+19.2	0.1	1,074	+20.0	1.3	1,466	+6.6	2.4
	銀 融 金	-	-	14,349	+0.6	0.8	5,789	+4.5	3.1	3,954	+35.4	4.9	2,023	+2.7	4.3
	諸 保 険 金	-	-	38,879	+2.0	7.6	13,458	+10.0	5.1	5,273	+21.1	1.6	2,012	+0.4	0.6
人 口	地 方 債	-	-	65,355	+2.2	12.8	21,982	+17.0	11.4	10,019	+22.9	12.6	4,633	+4.8	1.6
	収 入 総 額	-	-	508,553	+1.1	100.0	184,814	+14.1	100.0	80,210	+14.4	100.0	43,489	+17.3	100.0
	地 方 税	-	-	63,543	+2.1	-	53,054	+16.0	-	61,940	+19.7	-	40,196	+1.1	-
	地 方 交 付 税	-	-	10,970	+2.2	-	2,591	+4.2	-	6,123	+20.6	-	13,148	+2.6	-
人 口 あ り な り の 税	(小計一般財源)	-	-	78,560	+3.7	-	58,732	+17.7	-	10,439	+11.2	-	67,444	+2.6	-
	国 库 支 出 金	-	-	10,234	+2.9	-	14,721	+11.8	-	13,323	+29.3	-	10,245	+3.0	-
	縣 支 出 金	-	-	2,587	+3.3	-	2,824	+3.9	-	2,969	+2.6	-	6,632	+6.3	-
	地 方 債	-	-	12,876	+2.3	-	11,922	+14.5	-	13,883	+20.9	-	15,419	+2.4	-
人口(52.3.31現在)	成 入 総 額	-	-	137,255	+1.7	-	104,918	+11.6	-	10,611	+17.8	-	123,421	+16.5	-
	地 方 税	-	-	56.2	-	-	1,742,964	+2.3	-	705,199	+2.3	-	162,365	+2.4	-
	地 方 交 付 税	-	-	1,742,964	+2.3	-	271	-	-	1,742,964	+2.3	-	1,742,964	+2.3	-
	地 方 諸 税	-	-	1,742,964	+2.3	-	1,742,964	+2.3	-	1,742,964	+2.3	-	1,742,964	+2.3	-

I -(2) 目的別歳出内訳及び收支等

単位：百万円

團體別	大都市		中都市		小都市		町		村		市町村計		區		合計			
	決算額	初年度 構成比	決算額	初年度 構成比	決算額	初年度 構成比	決算額	初年度 構成比	決算額	初年度 構成比	決算額	初年度 構成比	決算額	初年度 構成比	決算額	構成比		
目的別 歳出 内訳	議会費	1,919,188	4.4	1,793	5.4	1,140	9.6	1,140	12.1	22	5,740	11.7	8,272	12.2	2,222	0.6		
	総務費	42,154,171	9.6	26,635	12.7	11,980	9.6	16,628	9.2	194	92,615	16.1	11,120	10.2	12,985	1.0		
	民生費	68,099,260	13.9	21,799	20.6	10,350	18.3	10,400	19.9	104	108,660	17.3	14,1	23,247	7.0	45		
	衛生費	18,991,226	18.1	19,537	18.1	11,2	8,048	31,7	10,9	4,218	11.3	10,5	100,289	21.7	10,9	27,182	10.7	
	労働費	6,290,727	1.1	2,059	3.1	1,2	30	364	0	9	9,00	0	7,482	4.6	1,0	6,937	1.6	
	森林・水産費	2,223,469	0.1	2,059	2.3	1,2	1,760	11,6	20	1,273	6.1	32	7,804	14.4	10	19,294	3.4	
	商工費	11,207,151	2.3	4,601	6.9	1,5	1,457	11.1	20	3,227	15.1	21	7,457	15.6	21	24,949	3.6	
	土木費	145,474,161	29.7	36,971	8.0	272	13,727	7.1	18,979	5,787	29	109	203,387	16.6	21	72,199	16.0	
	消防(警察)費	18,710,123	3.7	6,947	10.6	40	2,903	15.1	27	2,107	19.4	50	30,533	18.2	39	64,074	13.1	
	教育費	82,309,163	16.8	28,550	6.8	22.1	19,669	26.0	25.0	11,234	12.7	37.9	14,763	14.9	19.4	26,804	7.0	
取扱 収支 支款	災害復旧費	1,134,601	0.2	123	32.4	0.1	13	0	0.1	94	843	0.2	1,502	26.6	12	1142	2.7	
	諸支出金	2,729,123	1.1	921	65.3	0.6	45	206	0.1	50	523	1.1	8,935	14.0	1112	13,827	10.2	
	公債費	2,910,128	0.9	9,344	27.5	5.4	2,720	21.7	5.0	1,825	0.6	40	43,701	31.3	5.1	21,942	5.6	
	歳入総額	5,623,153	18.1	-	18,4,844	14.1	-	9,0,210	21.4	-	43,689	17.3	-	816,961	17.4	-	126,099	—
	歳出総額	4,899,198	17.7	-	17,6,576	11.3	-	30,145	19.3	-	40,241	15.9	-	718,860	16.8	-	104,292	9.9
	形式収支	18,475	1	10,298		6,015		3,245			33,051			9,196			47,742	
	実質収支(率)	3,129	(1.2)	8,199	(10.7)	6,313	(14.3)	3,132	(14.9)		20,464	(10.1)		4,046	(11.5)		24,569	(3.1)
	準年度収支	197		2,899		1,279		896			6,651			9,286			16,026	
	実質準年度収支	4727		4,849		2,115		1,501			14,191			6,511			19,702	
	標準財政規模	2,673,622	11.6	10,000	28,774	8.7	10,000	27,094	7.7	100,0	20,896	12.7	1000	500,645	10.8	1000	227,696	10.0
	基準財政需給額	201,347	11.8	22.9	13,634	13.0	71.6	22,703	12.1	702	16,867	14.1	76	202,670	12.3	720	213,670	5.2
	基準財政収入額	163,196	11.8	10,012	62,527	6.6	10,266	24,997	4.8	6,393	12,783	6.5	10,266	24,173	4.7	10,560	203,826	(2.9)
	積立金現在高	8,644	2.4	10,033	639	11.3	6,323	31.6	170	8,079	23.3	31.4	33,079	4.3	8,309	3.0	41,391	5.1
	地方債現在高	274,144	26.9	10,101	24,213	24.4	9,747	26,484	31.0	920	19,557	29.5	93.2	412,470	25.7	103.0	222,911	8.7

6.1.3 企业领导力与项目管理者的角色

法人は自動車取得税、駆逐吸引税、運賃施設利用税の合計金額として支拂いに配分したもの

I-(3) 性質別歳出内訳

性質別	大 郡 市			中 郡 市			小 郡 市			町 村			市 町 村 計			県			合 計			
	決 算 額	対前年 伸び率	構成比	決 算 額	対前年 伸び率	構成比	決 算 額	対前年 伸び率	構成比	決 算 額	対前年 伸び率	構成比	決 算 額	対前年 伸び率	構成比	決 算 額	対前年 伸び率	構成比	単位:百万円			
内 訳	人 件 費	123,620	19.4	25.0	41,560	2.9	29.4	19,520	2.9	26.2	10,457	11.4	26.1	206,176	11.7	26.3	267,613	9.2	21.0	472,889	26.3	
	扶 助 費	43,219	33.1	8.9	14,681	21.3	9.6	6,916	33.7	9.0	1,583	34.1	3.9	66,945	22.7	8.6	13,856	1.9	2.6	80,811	6.3	
	公 債 費	-28,857	32.3	6.9	9,327	37.2	4.9	3,215	22.1	6.0	1,624	49.6	4.0	13,127	31.1	6.6	21,191	39.0	4.0	64,316	9.9	
	小 計	194,864	17.8	39.0	27,572	16.3	30.4	29,200	12.7	39.6	13,633	16.0	24.0	31,204	16.2	30.5	202,660	10.9	27.7	617,201	27.4	
物 作 費	被 手 援 助 費	35,275	14.0	7.2	16,166	14.1	8.7	6,417	12.9	9.1	3,912	10.9	9.7	60,616	10.8	7.7	24,297	10.6	4.6	84,847	6.5	
	被 手 援 助 費	13,223	25.8	-2.6	3,478	16.6	2.0	1,175	9.3	1.6	406	28.7	1.1	17,322	21.6	2.2	3,904	4.9	0.7	21,226	1.6	
	被 手 援 助 費	3,613	17.1	7.9	7,126	44.4	4.1	2,328	27.7	9.3	2,921	21.7	7.0	9,932	12.3	6.3	5,536	11.1	10.5	104,700	8.0	
	被 手 援 助 費	3,613	16.0	0.8	3,884	99.2	2.2	2,689	9.0	3.1	3,311	18.1	8.1	13,718	47.0	1.8	7,443	40.9	1.4	21,121	1.6	
被 手 援 助 費	被 手 援 助 費	24,799	20.7	5.0	4,298	27.6	2.5	2,028	19.0	3.3	1,614	28.1	0.4	3,772	41.3	4.6	37,205	11.1	7.3	93,480	5.6	
	被 手 援 助 費	14,506	20.3	3.0	6,023	4.9	3.7	2,229	9.1	4.0	945	32.0	2.3	24,284	19.9	3.2	816	0.0	0.2	26,600	2.0	
	被 手 援 助 費	164,793	20.9	33.7	56,789	11.2	32.6	26,100	22.7	32.9	15,023	17.8	27.4	262,120	19.8	32.7	92,194	0.1	17.6	374,314	27.2	
	被 手 援 助 費	167,719	21.1	22.6	55,571	11.6	31.8	26,032	32.6	32.9	14,940	17.7	27.1	266,226	19.7	20.9	89,348	4.7	17.0	304,650	26.4	
被 手 援 助 費	被 手 援 助 費	1,125	6.6	0.0	229	31.9	0.1	68	0	0.1	942	20.3	1.2	1,481	38.6	0.2	1,153	44.6	0.2	2,661	0.2	
	被 手 援 助 費	4,131	8.2	1.8	1,195	4.2	0.7	-	-	-	-	-	-	6,261	7.1	0.7	1,673	2.6	0.3	6,999	0.5	
	(被 手 援 助 費)	72,958	27.1	14.9	31,674	12.6	17.0	11,372	41.5	15.3	5,876	12.7	14.1	121,187	24.6	18.1	39,623	7.6	2.1	160,819	12.3	
	(被 手 援 助 費)	84,331	20.8	17.3	25,229	9.6	10.5	12,139	24.6	17.0	9,156	21.2	22.2	13,646	18.4	16.9	41,770	11.3	2.0	173,579	13.3	
歳 出 総 額			489,898	17.7	100.0	174,576	11.8	100.0	24,145	19.2	100.0	46,241	15.9	100.0	77,830	16.4	100.0	534,392	9.9	100.0	1,303,252	100.0
人 口 一 人 へ あ た たり の 円 額	人 件 費	33,867	12.1	-	29,212	1.6	-	26,731	4.9	-	29,671	8.8	-	21,614	9.7	-	41,219	7.3	-	72,833	-	
	扶 助 費	11,760	21.1	-	9,470	18.4	-	8,122	19.3	-	4,487	21.1	-	10,315	20.1	-	2,125	1.7	-	12,450	-	
	公 債 費	2,726	28.2	-	5,923	36.3	-	5,121	19.4	-	4,607	41.3	-	6,647	27.7	-	3,645	37.0	-	9,910	-	
	(被 手 援 助 費)	53,364	16.0	-	44,024	11.8	-	40,266	9.3	-	38,774	13.3	-	48,574	14.1	-	46,619	9.9	-	91,192	-	
歳 出 総 額			161,197	19.5	-	32,342	4.8	-	34,614	28.5	-	42,677	17.0	-	40,388	17.0	-	14,204	0.3	-	64,473	-
歳 出 総 額			126,686	18.4	-	99,977	9.4	-	102,247	15.7	-	114,203	13.2	-	138,228	16.4	-	80,299	8.0	-	200,807	-
職 兵 数			30,783	2.2	-	13,256	2.4	-	5,216	3.3	-	3,327	4.4	-	62,102	2.4	-	66,472	3.4	-	119,675	4.579
職 兵 1 人あたりの人口			118.6	-	4	133.9	-	126.4	-	108.9	-	122.2	-	-	-	97.5	-	-	84.2	-	-	-

II-(1) 全国歳入決算額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	昭 和 51 年 度			昭和50年度 総計額	比 較			前年度増減率 都道府県 市町村 都道府県 市町村 都道府県 市町村 都道府県 市町村 都道府県 市町村									
	都道府県	市 町 村	統 計 額		増 減 額	增 減 率	前年度増減率 都道府県 市町村 都道府県 市町村 都道府県 市町村 都道府県 市町村 都道府県 市町村										
地 方 税	5,013,346	31.1	4,550,745	30.7	9,564,091	32.4	8,154,841	31.3	1,409,250	40.7	17.1	17.5	17.5	▲ 7.9	8.0	▲ 1.0	
地 方 調 与 税	146,013	0.9	156,710	1.1	302,723	1.0	245,157	1.0	54,566	1.6	▲ 2.0	58.1	22.0	11.5	11.6	11.5	
地 方 交 付 税	2,783,051	17.3	2,404,350	16.8	5,187,400	17.6	4,471,052	17.2	716,348	20.7	16.5	15.7	16.0	10.2	2.5	6.5	
經 油 引 取 税 附 付 金	-	-	23,044	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	32.0	-	-	▲ 7.7	
鉄 道 施 設 利 用 税 附 付 金	-	-	20,212	0.1	-	-	-	-	-	-	-	9.5	-	-	15.0	-	
自 動 車 取 得 税 附 付 金	-	-	127,815	0.9	-	-	-	-	-	-	3.6	-	-	19.1	-		
小 計(一般財源)	7,942,410	49.2	7,282,876	49.1	15,054,214	51.0	12,874,049	49.4	2,180,165	63.0	16.4	17.3	16.9	▲ 1.9	6.3	1.7	
分 担 金、負 担 金	206,087	1.3	187,491	1.3	278,246	0.9	251,598	1.0	26,648	0.5	7.0	11.8	10.6	11.2	19.8	18.4	
使 用 料、手 数 料	253,270	1.6	302,157	2.0	555,428	1.9	429,238	1.6	126,190	3.6	30.5	28.5	29.4	16.9	18.7	17.5	
国 庫 支 出 金	4,372,187	27.1	2,255,170	15.2	6,627,357	22.5	5,832,673	22.4	794,684	23.0	11.8	17.5	13.6	14.9	21.4	17.0	
交 通 安 全 对 策 特 別 附 付 金	29,773	0.2	20,064	0.1	49,837	0.2	49,595	0.2	242	0.0	0.5	0.5	0.5	21.6	21.6	21.6	
都 道 府 県 支 出 金	-	-	819,845	5.5	-	-	-	-	-	-	13.9	-	-	-	9.3	-	
財 産 収 入	153,818	1.0	261,782	1.8	415,600	1.4	392,001	1.5	23,599	0.7	3.5	7.7	6.0	42.7	8.5	19.5	
寄 附 金	14,365	0.1	87,836	0.6	97,893	0.5	100,661	0.4	2,768	▲ 0.1	▲ 15.4	0.8	▲ 2.7	29.8	▲ 5.9	▲ 1.1	
課 入 金	37,050	0.2	146,815	1.0	183,865	0.6	320,869	1.2	▲ 137,004	▲ 4.0	▲ 76.3	▲ 10.8	▲ 42.7	76.0	5.4	31.0	
譲 越 金	102,903	0.6	338,684	2.3	441,587	1.5	592,578	2.3	▲ 150,991	▲ 6.4	▲ 52.9	▲ 8.4	▲ 25.5	▲ 82.7	▲ 0.3	▲ 19.0	
諸 収 入	1,217,034	7.5	992,946	6.7	2,122,974	7.2	2,021,260	7.8	101,714	2.9	4.1	5.8	5.0	8.4	6.5	7.1	
地 方 債 債	1,803,564	21.2	1,940,913	13.1	3,676,522	12.5	3,179,896	12.2	496,626	14.4	11.5	18.2	15.6	107.0	33.4	65.2	
そ の 他	-	-	182,780	1.5	-	-	-	-	-	-	皆 減	11.9	-	皆 増	15.0	-	
歳 入 合 計	16,132,461	100.0	14,819,359	100.0	29,503,523	100.0	26,044,417	100.0	3,459,106	100.0	11.4	15.0	13.3	10.1	11.7	10.9	

図 1 「その他」は、都道府県が特別区財政調整納付金、市町村が特別区財政調整交付金である。

2 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」に含めた。

II-(2) 全国目的別歳出決算額の状況

(単位 百万円・%)

区分	昭和51年度					昭和50年度 統計額	比較									
	都道府県	市町村	総計額	増減額			増減率			前年度増減率						
				都道府県	市町村		都道府県	市町村	総計額	都道府県	市町村	総計額				
議会費	38239	0.8	185250	1.3	223488	0.8	199197	0.7	24291	0.7	14.0	11.8	12.2	10.5	11.5	11.2
総務費	938626	5.9	1964891	13.7	2739930	9.5	2358057	9.5	381873	11.7	18.6	13.4	16.2	6.2	13.7	11.7
民生費	977954	8.1	2525165	17.6	3269612	11.3	2835656	11.1	433956	15.5	14.1	15.7	15.5	14.6	19.5	18.7
衛生費	776759	4.9	1191402	8.5	1931532	6.7	1754428	6.8	177104	5.4	6.5	12.5	10.1	7.9	14.9	12.0
労働費	159542	1.0	150292	1.0	307296	1.1	290860	1.1	16436	0.5	4.7	6.3	5.7	6.3	9.7	7.9
農林水産業費	1689130	10.5	809424	5.8	2166046	7.5	1972288	7.7	193758	6.0	9.1	12.5	9.8	12.5	12.9	12.0
商工費	760993	4.8	339558	2.4	1085152	3.8	997059	3.9	88097	2.7	8.7	9.2	8.8	5.8	16.4	8.5
土木費	2791719	17.5	2828661	19.7	5522849	19.1	5100704	19.0	422145	13.0	2.1	14.4	8.3	1.7	4.7	3.8
消防費	81118	0.5	429289	3.0	500133	1.7	454775	1.8	45358	1.4	7.9	10.3	10.0	29.4	11.6	14.1
警察費	1168832	7.3	—	—	1168779	4.0	1048642	4.1	120137	3.7	11.5	—	11.5	13.3	—	13.3
教育費	5012087	31.4	2678405	18.6	7641770	26.6	6914541	27.0	727229	22.1	11.4	8.5	10.5	16.3	10.6	14.3
災害復旧費	455519	2.9	244117	1.7	603532	2.1	442206	1.7	161326	5.0	34.6	45.6	36.5	14.0	7.1	14.7
公債費	698719	4.4	835172	5.8	1476567	5.1	1114617	4.3	361950	11.1	57.3	57.3	32.5	38.3	27.8	32.5
積支出金	65023	0.4	127888	0.9	192911	0.7	148266	0.6	44645	1.4	45.6	29.4	30.1	6.3	12.6	6.0
前年度繰上充用金	14360	0.2	63079	0.4	77439	0.5	23176	0.1	54263	1.7	11.1	173.7	234.1	告増	134.7	136.1
耗油引取税交付金	22654	0.1	—	—	—	—	—	—	—	50.9	—	—	—	7.3	—	—
娛樂施設利用税交付金	20218	0.1	—	—	—	—	—	—	—	9.4	—	—	—	15.3	—	—
自動車取得税交付金	128271	0.8	—	—	—	—	—	—	—	4.0	—	—	—	19.4	—	—
特別区財政調整交付金	182780	1.1	—	—	—	—	—	—	—	11.2	—	—	—	15.0	—	—
特別区財政調整納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
歳出合計	15982742	100.0	14372591	100.0	28907036	100.0	25654468	100.0	3252568	100.0	11.1	14.2	12.7	11.3	12.7	12.1

II-(3) 全国性質別歳出決算額の状況

(単位 百万円・%)

区分	昭和51年度					昭和50年度 統計額	比較									
	都道府県	市町村	総計額	増減額			増減率			前年度増減率						
				都道府県	市町村		都道府県	市町村	総計額	都道府県	市町村	総計額				
人件費	6603382	41.8	3792202	26.4	10475584	36.2	9464711	36.9	1010873	31.1	10.7	10.6	10.7	18.0	17.0	18.2
物件費	547356	8.4	1196244	8.2	1743599	6.0	1547193	6.0	196406	6.0	10.6	18.7	12.7	6.5	14.3	-11.7
維持修繕費	120377	0.8	209991	1.5	330367	1.1	290330	1.1	40037	1.2	14.0	13.7	13.5	0.6	7.9	4.7
扶助費	605627	3.8	1564715	10.9	2170342	7.5	1828317	7.1	342025	10.5	14.4	20.5	18.7	14.1	36.4	22.5
補助費等	1396722	8.7	700623	4.9	1269196	4.4	1139128	4.4	130068	4.0	10.5	9.9	11.4	18.3	18.5	19.5
普通建設事業費	4084353	25.6	4473723	31.1	8143813	29.2	7622292	29.7	521521	16.0	3.9	9.7	6.5	2.5	4.7	3.5
うち補助事業費	2808529	17.6	2130370	14.8	4719891	16.3	4428188	17.5	291703	9.0	6.5	7.6	6.0	10.0	9.8	9.3
うち単独事業費	1027849	6.4	2250203	15.7	3155468	10.9	2936789	11.4	218679	6.7	2.6	11.9	7.4	14.2	0.5	4.9
災害復旧事業費	455484	2.8	244024	1.7	603415	2.3	442124	1.7	161291	5.0	34.0	45.6	36.5	14.3	7.1	14.7
失業対策事業費	55145	0.5	112483	0.6	167628	0.6	159801	0.6	7827	0.2	5.5	4.6	4.9	10.5	10.0	10.1
公債費	686367	4.5	829129	5.5	1458172	5.0	1099931	4.3	358241	11.0	37.6	27.8	32.8	37.4	27.8	32.0
積立金	163731	1.0	356751	2.5	520482	1.8	269127	1.0	251355	7.7	312.1	55.5	93.4	44.5	14.8	0.9
投資及び出資金	69071	0.4	52307	0.4	121378	0.4	114915	0.4	6463	0.2	11.8	1.5	5.6	8.2	2.6	5.7
貸付金	1032728	6.5	463449	3.2	1443709	5.0	1334032	5.2	109677	3.4	5.9	10.8	8.2	1.9	10.9	4.5
繰出金	68039	0.4	313872	2.2	381910	1.5	319391	1.9	62519	1.9	18.5	19.8	19.6	26.9	6.7	11.1
前年度繰上充用金	14360	0.1	63079	0.4	77439	0.3	23176	0.1	54263	1.7	11.1	173.7	234.1	告増	134.7	136.1
歳出合計	15982742	100.0	14372591	100.0	28907036	100.0	25654468	100.0	3252568	100.0	11.1	14.2	12.7	11.3	12.7	12.1
うち債務の経費	7975376	49.9	6186046	49.0	14104098	48.8	12392960	48.8	1711138	52.6	12.9	15.1	15.8	19.6	20.1	19.9
うち投資の経費	4594983	28.7	4830229	33.6	8914857	30.8	8224217	32.1	690640	21.2	6.3	10.9	8.4	3.4	4.9	4.1

III 昭和51年度普通会計決算状況調

(単位 千円)

区分 市町村名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差 A-B C	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実質収支 C-D E	単年度 収支 F	積立金 G	繰上 償還金 H	財調積立 金とりく ずし額 I	実質単年度 収支 F+G+H-I J	参考				公債費 比率 %	昭和51年 度財政力 指数
											標準税率 K	普通 交付税額 L	標準 財政規模 M	実質収支 比率 E×100 M%		
横浜市	332016766	322544168	9472591	9178673	292925	1481565	-	444954	-	1933519	153645207	27882427	141627634	02	80	0793
川崎市	176331978	167354015	9981963	6244571	2736302	△901310	3694433	-	-	2791123	62702520	9351549	72054069	38	116	0841
指定都市計	508352744	488894183	14454561	15445244	3028317	587255	3694433	444954	-	4726642	216347727	31333976	252661703	12	90	
横須賀市	41261162	39422597	1033565	65917	1774048	466232	-	200	-	466432	16709065	3230764	19938229	19	59	0794
平塚市	22781569	21771616	1010400	10830	992370	606499	101300	324652	-	1038451	9824362	-	9824362	102	93	1131
鎌倉市	17031763	1671601	5977	333185	△1423	805521	-	-	2500	795598	9960194	-	9960194	32	91	1361
藤沢市	31581035	31630749	1957286	79232	1874054	352980	3020	-	-	388080	15606393	-	15606393	120	96	1261
小田原市	18124035	17085585	1034500	-	1034500	573455	-	23542	-	596997	7691302	383361	4074663	129	86	0981
茅ヶ崎市	13574811	12456594	1122294	-	501124	-	-	-	-	501124	6504484	547374	2051858	159	67	0903
逗子市	51336443	4923342	311101	-	311101	151333	120169	-	-	272202	271590	176236	2930236	107	37	0889
相模原市	38477178	35481107	2990071	1134634	1855427	889490	56337	104450	-	1051017	16585319	1730903	12316222	101	118	0891
三浦市	5332530	4755350	512035	1214	508821	△24718	767	-	-	△23951	1649880	647764	2297644	253	80	0645
秦野市	2168136	1521713	646423	51105	593118	28330	110385	12000	106000	105715	295573	790294	4748867	125	64	0818
厚木市	15411770	14932712	1381058	300202	1036856	441367	10400	-	100000	421767	2031089	-	2031089	154	95	1328
大和市	15915657	15034640	881017	153703	727316	156046	4424	-	-	160470	6479137	754155	7231292	101	113	0878
伊勢原市	1332962	1233674	594288	8300	515411	36992	26165	-	100000	296157	2704633	436538	3141171	186	74	0860
海老名市	2471012	2466116	204396	93744	110652	△6632	504758	20314	-	766640	2910223	618150	1529173	31	130	0801
座間市	4182462	4100657	418105	33410	443955	△2273	765782	-	270000	488509	3629300	397712	4090692	110	73	0866
南足柄市	5044260	4068554	975706	110000	865706	418217	6745	-	-	425902	1938875	146012	2084887	415	71	0963
市(除指定都市)計	265073918	248720411	14353107	20505866	14302541	5178019	2685473	672758	572500	2963790	11600259	8860313	125862572	114	88	
市計	77142662	731611994	3401666	11745810	11331858	5765274	6379006	1111752	572500	12690432	332354986	4119428	379544275	46	90	
愛山町	2926722	2632829	291893	-	291893	11226	171000	-	-	204226	1311479	190507	1420946	207	94	0894
堺川町	13392047	1295773	3101274	2158	91116	32192	2864	-	-	40056	1636901	41751	1674652	59	75	0987
綾瀬町	6707181	6239255	461524	44677	422849	135135	111316	-	150000	172451	2082209	835523	2914732	145	112	0736
大磯町	2725942	2607945	112997	15687	102310	71093	7596	-	-	76689	1478511	65041	1543532	66	13	0934
二宮町	2662281	2564903	97378	4142	92236	34120	754	-	10000	24874	837455	376017	1213477	77	61	0639
中井町	1073762	1005861	73901	346	73555	16460	966	-	-	10426	410034	11974	522778	119	93	0736
大井町	1261148	1144007	119141	4500	103641	△17622	8070	-	-	62448	792099	-	792099	138	67	1044
松田町	1388966	1254717	135249	4879	126370	7589	54733	-	50000	12320	488962	205670	694632	182	99	0610
山北町	2155513	2044224	111289	18191	92098	15132	166967	2072	-	184171	566501	249478	818979	113	67	0576
開成町	1194879	1048607	141272	-	141272	74731	-	-	-	71731	439531	179067	618598	228	69	0695
箱根町	1515912	2594436	519476	11600	501876	92989	2193	-	-	101182	2193840	-	2193840	232	34	1784
真鶴町	1031452	946787	84665	-	84665	14874	8077	-	-	96951	301964	253734	555698	152	72	0478
湯河原町	2649432	2532130	116602	-	116602	13506	-	-	-	13506	1128567	142672	1271239	92	48	0864
愛川町	1015807	2015875	193932	-	193932	△21596	972	-	60000	△22624	1470337	56588	1526925	131	41	1083
清川村	1004718	1603182	144406	-	144406	81222	51596	-	-	132818	70515	206422	271137	535	40	0214
坂山町	1771108	1721251	43850	-	43850	△45333	24365	-	23000	△43388	604433	166180	776613	57	39	0783
津久井町	2432938	2311447	115491	-	115491	41853	4468	-	-	53231	592151	412319	1004470	115	45	0562
相模湖町	11335674	1019860	115814	-	115814	55061	41557	-	8000	84618	249932	298541	548473	211	100	0394
蘿野町	1425163	1181224	243879	-	243879	165355	32000	-	-	192355	237404	383599	621003	393	54	0319
町村計	43488315	42241280	3240355	116180	3131855	415967	911492	2072	301000	1504531	16894225	4101613	20955133	149	23	--
駅(除指定都市)計	108561233	211962091	19601142	2164746	11434396	4062986	1591965	67070	873500	9464321	132901484	13561926	146161410	119	16	--
駅計	816915977	7748160274	38455783	17591990	20463713	6651241	1293295	111424	873500	14194943	51295932	400546113	51	19	--	

IV 岁入総額の類似団体比較

市町村名	類型	53.1.1人口	51年度決算		類似団B 体指数	52.3.31人口	C 標準歳入総額	A-D	A-D×100
			歳入総額	単位					
横浜市		2,705,334	332,016	万円		2,616,890	万円		
川崎市		1,033,732	176,336	万円		989,026	万円		
横須賀市	V-5	406,168	41,262	106		390,989	41,449	△ 122	996.0
平塚市	V-5 X	203,974	22,789	105		195,659	20,481	△ 207	1113.0
鎌倉市	V-5 X	171,476	0	17,039	105	166,626	17,495	△ 446	974.0
藤沢市	V-5 X	280,728	0	33,488	106	277,730	28,401	△ 187	1183.0
小田原市	V-5	176,182	18,124	105		172,679	18,110	△ 14	100.1
茅ヶ崎市	V-5	161,901	13,579	105		153,608	16,129	△ 2451	843.0
逗子市	II-5	58,082	6,136	112		57,084	6,679	△ 1443	67.9
相模原市	V-5	107,203	28,477	106		376,894	39,950	△ 1473	963.0
三浦市	I-5	48,171	6,337	124		47,947	5,877	△ 540	90.8
葉野市	III-5	111,397	9,683	107		101,810	10,903	△ 1724	84.1
厚木市	III-5	120,497	0	15,619	107	102,541	11,614	△ 205	132.8
大和市	V-5	163,161	15,745	105		147,667	16,505	△ 110	102.6
伊勢原市	II-5	65,398	7,213	117		61,491	7,194	△ 639	109.9
海老名市	II-5	66,495	7,473	117		60,337	7,059	△ 414	105.9
座間市	III-5	87,977	8,883	107		81,381	8,709	△ 173	102.0
南足柄市	I-4	39,555	5,044	116		37,669	4,370	△ 674	115.4
18市計		6,380,742	793,426			6,023,025			
三浦郡葉山町	V-4	24,968	2,826	109		24,389	2,658	△ 267	110.0
高萩川町	VII-4	33,144	3,397	108		31,010	3,349	△ 47	101.4
綾瀬町	VII-4	57,613	6,707	110		52,160	5,737	△ 970	116.9
中大磯町	VI-4	28,693	2,735	107		28,168	3,065	△ 340	89.9
郡宮町	VI-4	25,522	2,682	109		25,324	2,668	△ 70	97.4
中井町	II-4	7,934	1,672	162		7,290	1,198	△ 474	90.1
足柄大井町	II-4 X	11,767	0	1,287	139	10,710	1,490	△ 233	84.0
松田町	III-4	12,297	1,389	139		12,320	1,712	△ 323	81.1
山北町	IV-4	14,233	2,155	123		14,190	1,731	△ 424	124.5
開成町	III-4	10,303	1,190	139		10,217	1,420	△ 230	93.8
足柄下郡根根原町	V-4	20,670	0	3,515	116	20,019	2,323	△ 1,193	141.4
真鶴町	II-4	10,061	1,031	129		10,023	1,393	△ 362	74.0
湯河原町	VII-4	24,903	2,649	109		25,010	2,726	△ 77	97.2
愛川町	VII-4	37,189	3,015	109		35,326	2,781	△ 244	109.2
清川町	0-4	3,999	1,008	346		3,063	1,043	△ 45	95.7
城山町	II-4	11,956	1,221	139		10,917	1,517	△ 284	116.7
津久井町	IV-4	18,207	3,052	103		17,196	1,795	△ 437	121.9
相模湖町	II-4	8,578	1,195	139		8,227	1,151	△ 16	98.6
藤野町	II-4	8,686	1,425	139		8,791	1,222	△ 203	116.6
18町 1村計		359,795	42,489			344,173			
合 计		6,660,597	718,915			6,372,981			

* ×印は選定されなかった団体

V-(1) 岁入決算額の推移

科 目	区 分	45 年		48 年		49 年		50 年		51 年	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
大都市(2)	166,916	100	249,526	100	285,318	100	420,926	100	502,952	100	510,113
中都市(7)	55,286	100	113,942	100	146,008	100	182,223	100	184,864	100	184,073
小都市(9)	20,028	100	42,011	100	58,189	100	66,478	100	80,410	100	80,141
入町村(19)	11,026	100	23,116	100	33,724	100	37,070	100	42,489	100	41,114
市町村計(37)	242,952	100	472,894	100	622,235	100	695,622	100	816,945	100	815,335
県	232,421	100	372,324	100	454,971	100	429,948	100	514,028	100	510,220
合 計	476,273	100	146,722	100	1029,186	100	1175,585	100	1350,993	100	1348,214
大都市	76,314	48.6	124,235	45.6	132,408	44.7	181,397	43.8	221,872	45.1	221,398
中都市	23,497	50.4	49,860	48.2	71,265	48.8	78,715	48.6	93,482	49.6	93,122
小都市	9,928	48.7	20,980	47.6	28,208	48.5	30,524	50.2	37,656	47.9	37,302
町 村	4,941	37.9	9,897	41.7	12,952	41.4	15,182	40.8	17,629	41.8	17,331
市町村計	110,142	48.4	219,113	46.2	286,821	47.9	315,152	45.3	380,949	46.6	379,322
県	145,985	62.9	222,195	62.6	244,477	63.9	229,476	62.6	229,187	62.3	219,171
合 計	364,137	58.4	453,298	62.4	540,263	50.1	543,114	51.2	660,105	58.9	650,200
大都市	10,433	6.7	18,850	6.4	20,159	7.1	22,428	7.5	38,469	7.6	37,171
中都市	2,194	3.9	4,254	2.9	5,472	3.9	4,222	2.7	4,210	3.4	4,088
小都市	1,471	7.3	2,344	7.4	3,724	7.4	2,281	6.9	4,645	8.5	3,022
町 村	1,601	10.8	2,709	11.9	3,734	11.1	3,340	9.0	4,633	10.7	3,977
市町村計	15,699	6.4	27,153	5.7	48,309	7.0	42,402	6.3	54,047	6.6	46,447
県	-	-	-	-	-	-	-	-	19,149	2.1	24,643
合 計	15,699	2.3	27,153	2.3	48,309	4.5	42,402	4.1	54,047	5.8	46,447
大都市	14,695	9.4	22,270	11.0	44,271	11.8	44,494	12.4	66,514	13.1	65,266
中都市	8,287	9.5	12,062	11.4	18,692	12.8	22,023	13.6	26,292	14.2	26,077
小都市	1,244	6.8	1,243	9.9	1,816	10.1	1,736	11.0	9,661	12.0	7,719
町 村	423	2.2	1,405	6.1	2,232	6.1	2,855	6.9	2,618	8.2	2,653
市町村計	21,549	8.8	50,920	10.7	71,157	11.0	84,432	12.3	106,127	13.0	107,473
県	36,082	15.5	58,249	16.6	81,212	17.9	88,136	18.4	98,541	19.7	97,274
合 計	47,631	12.1	109,229	12.9	162,555	14.1	173,568	14.8	204,668	15.1	207,747
大都市	10,720	7.0	24,662	11.6	29,359	10.2	52,122	12.1	67,335	12.8	67,048
中都市	4,112	7.4	12,067	11.6	12,669	7.3	18,832	11.1	21,928	11.4	21,743
小都市	1,384	6.9	3,939	7.1	6,449	7.4	7,925	11.5	10,419	12.6	7,585
町 村	1,377	10.6	1,756	2.1	3,262	7.9	6,183	10.0	5,120	12.5	3,955
市町村計	17,593	7.2	52,924	11.1	60,221	7.8	82,911	11.9	101,265	12.5	101,141
県	6,908	3.0	19,432	6.2	34,926	7.7	26,127	10.7	51,644	9.7	51,447
合 計	24,501	5.1	72,346	5.5	87,661	7.7	128,229	12.4	153,419	11.4	153,046

* ×印は地方交付税の不交付団体

V-(2) 性質別歳出決算額の推移 (1)

単位 100 万円

科 目	区 分	45 年		48 年		49 年		50 年		51 年	
		決算額	構成比								
歳 出 総 額 額	大都市(2)	1,671,12	100	2,27,640	100	2,20,995	100	4,16,147	100	4,87,818	100
	中都市(7)	5,28,60	100	1,28,21	100	1,38,455	100	1,56,82	100	1,74,725	100
	小都市(9)	1,85,25	100	4,01,45	100	4,43,93	100	6,21,46	100	7,4,145	100
	町 村(19)	1,24,45	100	2,3,262	100	3,11,69	100	3,6,217	100	4,2,241	100
	市町村計(37)	2,31,422	100	4,45,985	100	5,97,003	100	6,67,979	100	7,78,810	100
県		2,19,497	100	3,2,217	100	3,63,462	100	4,77,163	100	5,26,394	100
	合 計	45,697,7	100	2,28,045	100	1,46,255	100	1,63,255	100	1,73,369	100
		229		229		229		229		229	
人 件 費	大都市	3,8,282	25.9	4,8,763	24.2	9,70,65	26.2	10,2,974	26.2	10,3,630	25.2
	中都市	1,5,271	28.1	2,9,720	27.4	4,1,380	29.9	4,2,251	30.2	4,5,610	29.2
	小都市	4,650	31.1	10,271	26.9	15,679	27.9	18,056	29.1	19,429	26.2
	町 村	2,235	22.8	5,600	21.2	8,231	21.4	9,384	27.0	10,017	26.9
	市町村計	6,1,028	26.4	14,424	26.7	16,2,318	27.9	18,2,265	27.5	20,1,126	26.3
県		8,760	36.8	14,2,353	41.9	21,8,163	51.3	24,6,893	51.3	28,5,119	51.0
	合 計	14,6,800	31.4	26,1,195	32.0	37,1,031	31.1	42,2,848	32.4	49,2,689	36.3
扶 助 費	大都市	3,464	6.7	3,024	7.3	2,9,71	7.6	2,1,651	7.3	2,3,717	8.7
	中都市	2,876	8.4	8,016	7.4	10,167	7.7	13,762	7.8	16,628	9.6
	小都市	674	3.6	2,763	6.7	3,650	6.7	4,824	7.9	5,918	9.0
	町 村	1,22	1.0	751	3.4	983	3.2	1,274	3.7	1,572	3.9
	市町村計	12,136	5.2	3,1,284	7.1	6,8311	7.2	9,4,159	7.2	16,945	8.6
県		3,714	1.7	2,370	2.1	10,529	2.4	12,258	2.7	13,816	2.6
	合 計	15,909	3.8	39,154	4.9	62,931	4.2	67,297	5.9	80,801	6.2
		229		229		229		229		229	
公 債 費	大都市	7,429	5.0	13,106	4.7	17,910	4.7	22,170	4.3	23,459	5.8
	中都市	1,495	3.8	2,280	3.5	6,221	3.8	6,790	4.4	9,927	5.3
	小都市	491	2.4	1,465	2.6	1,897	2.5	2,050	4.9	3,215	5.9
	町 村	295	1.9	621	2.9	2,80	2.5	1,123	3.2	1,624	4.0
	市町村計	9,610	4.2	18,972	4.2	26,908	4.3	33,140	5.0	43,125	4.4
県		2,381	1.1	6,820	2.0	10,605	2.2	15,200	3.3	21,191	4.9
	合 計	11,991	2.7	26,842	3.2	36,813	3.4	48,340	4.2	64,316	4.9
		229		229		229		229		229	
義 務 的 市 町 村 市 町 村 計	大都市	54,187	36.7	102,198	36.8	143,039	38.6	165,849	39.9	194,806	39.8
	中都市	19,642	32.2	41,488	38.4	47,109	41.3	67,903	42.5	77,523	44.4
	小都市	5,765	31.1	19,789	27.2	21,246	29.1	25,920	41.7	29,206	39.4
	町 村	3,192	25.7	6,972	32.1	9,994	32.1	11,782	32.9	13,663	32.9
	市町村計	82,784	35.8	165,992	37.0	231,488	38.9	271,464	40.6	315,246	40.5
県		26,907	39.6	160,593	46.0	229,183	51.7	229,021	57.2	262,660	57.7
	合 計	169,491	35.6	346,185	38.5	460,676	42.8	564,485	46.3	617,816	47.4

V-(3) その(2)

単位 100 万円

科 目	区 分	45 年		48 年		49 年		50 年		51 年	
		決算額	構成比								
投 資 費	大都市(2)	61,392	24.8	98,820	31.1	128,427	24.6	136,440	32.8	164,393	32.7
	中都市(7)	19,922	26.9	41,428	29.4	56,962	22.2	51,232	22.1	56,989	32.4
	小都市(9)	6,735	37.4	14,291	36.8	18,624	35.3	18,750	30.5	25,100	32.9
	町 村(19)	5,612	46.1	8,000	37.3	12,447	31.9	12,768	31.8	15,039	31.6
	市町村計(37)	82,888	35.8	163,097	36.1	208,429	32.2	219,390	32.8	212,120	33.7
賃 貸 料	県	71,469	32.6	90,579	26.0	104,270	22.5	93,999	19.7	92,094	17.6
	合 計	154,331	34.2	253,675	31.9	310,710	29.9	313,369	37.3	354,314	37.2
		229		229		229		229		229	
普 通 建 設 事 業	大都市	48,640	32.3	95,900	14.6	124,359	33.5	131,921	31.7	159,729	32.6
	中都市	18,269	34.6	40,465	22.3	44,935	32.4	59,819	31.9	55,571	31.7
	小都市	6,873	37.1	14,766	26.6	17,443	33.9	18,879	30.4	25,032	32.9
	町 村	5,488	47.2	7,661	35.9	12,233	32.8	13,717	36.6	14,944	37.1
	市町村計	79,165	24.3	18,732	36.7	19,986	31.1	213,386	31.9	25,286	32.3
費	県	6,945	31.6	8,645	29.2	10,069	22.7	8,978	18.9	19,345	19.0
	合 計	149,620	33.0	34,536	30.8	30,656	30.0	203,321	26.5	244,654	26.4
		229		229		229		229		229	
大 都 市 補 助 費	大都市	19,643	18.1	29,327	14.2	46,591	15.1	57,131	13.7	72,295	14.9
	中都市	6,242	11.2	19,718	18.2	24,128	12.7	29,347	17.5	31,124	12.9
	小都市	1,889	10.2	7,914	17.5	9,340	17.2	8,610	14.9	11,334	15.3
	町 村	1,057	8.9	2,746	13.9	4,942	15.9	5,267	15.0	5,824	14.6
	市町村計	28,752	12.4	48,225	15.4	94,511	15.9	92,677	14.6	111,187	15.6
費	県	24,441	11.1	32,300	9.5	43,051	9.7	36,848	7.7	39,632	7.6
	合 計	53,193	11.8	102,025	12.8	132,572	13.2	139,545	11.8	160,819	12.3
		229		229		229		229		229	
大 都 市 單 独 事 業	大都市	26,707	18.2	54,463	19.6	61,265	18.0	69,987	16.8	84,531	17.1
	中都市	11,529	21.9	21,149	19.1	21,921	18.5	29,094	14.8	25,279	14.7
	小都市	4,988	24.5	7,621	18.2	9,210	16.9	10,482	16.9	12,629	17.0
	町 村	4,413	24.0	5,198	26.2	7,448	26.9	7,445	26.8	9,156	22.8
	市町村計	42,843	20.7	89,469	19.3	114,805	17.6	111,110	16.1	131,665	16.9
費	県	4,2,977	19.8	5,9,71	19.4	5,9,707	18.2	9,2,269	9.9	41,190	8.0
	合 計	90,720	20.1	138,719	17.4	158,918	16.2	152,387	18.8	173,575	17.1
		229		229		229		229		229	
物 作 費	大都市	10,417	7.1	20,364	7.8	26,354	7.1	30,762	7.4	37,076	7.3
	中都市	5,073	9.6	8,164	8.9	11,763	8.5	12,297	8.5	15,166	8.7
	小都市	2,192	11.5	3,732	9.5	4,892	9.0	5,632	9.1	6,417	9.2
	町 村	1,412	11.8	2,525	11.9	2,189	10.2	3,519	10.1	2,912	9.7
	市町村計	19,075	8.2	36,314	7.9	46,245	7.8	52,211	8.0	60,660	7.7
費	県	11,692	5.2	17,414	6.3	21,521	4.9	21,918	6.1	24,286	6.1
	合 計	30,787	8.1	63,809	6.8	67,224	6.5	78,129	6.1	84,846	6.5
		229		229		229		229		229	

VI 主な指標の推移 (1)

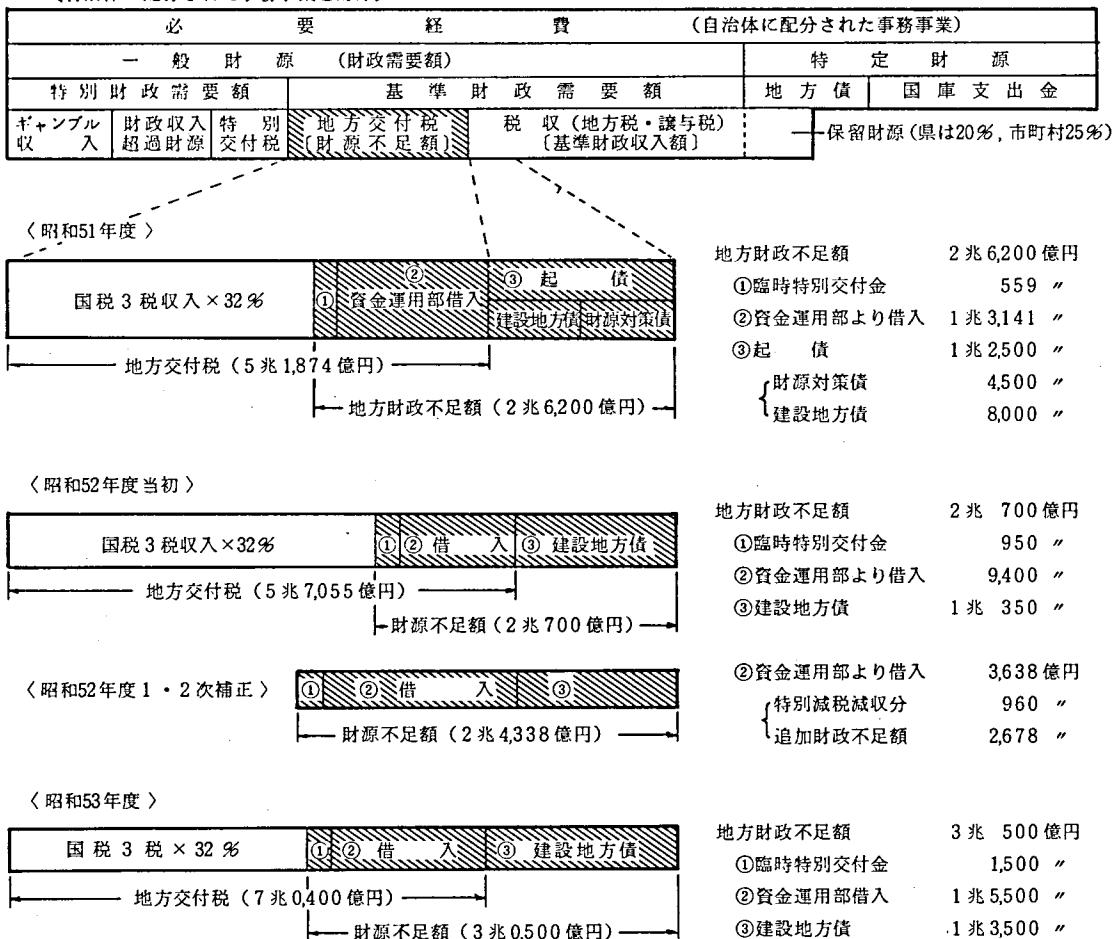
科 目	45年		48年		49年		50年		51年		51/ 45	
	区分	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	
人 口	大都市(2)	45=100 32,292	58.4	108 34,891	57.2	110 35,533	56.8	112 36,059	56.5	113 36,505	56.2	113 45
(中都市(7)	45=100 13,678	26.5	112 1,641	26.9	115 1,685	27.0	117 1,723	27.0	120 1,762	27.1	120 45	
(小都市(9)	45=100 5,329	9.8	120 65,993	10.7	125 67,444	10.8	130 70,469	11.0	134 73,99	11.2	134 45	
(町 村(9)	45=100 3,928	5.3	110 32,180	5.3	114 33,412	5.3	118 34,417	5.4	120 35,236	5.4	120 45	
市町村計(50)	5,533,338	100	6,103,908	100	6,251,131	100	6,377,198	100	6,490,077	100	6,617	
人 口	45=100		110		113		115		117			
職 員	大都市	45=100 2,563	8	124 2,452	57.8	130 2,430	57.7	133 2,519	58.1	135 2,573	58.0	136 45
員	中都市	45=100 9492	24.9	129 1,224	25.1	135 12,840	25.2	136 12,946	25.0	140 13,256	25.0	140 45
数	小都市	45=100 3,684	9.7	144 5,320	10.9	151 5,575	10.9	151 5,553	10.7	156 5,736	10.8	156 45
数	町 村	45=100 2,284	6.0	131 1,931	6.1	137 1,931	6.1	140 1,887	6.1	145 1,987	6.3	146 45
位	市町村計	45=100 38,080	100	129 46,708	100	134 50,976	100	141 51,865	100	148 53,103	100	139 45
人 口	県	45=100 53,344										
合 計	45=100 91,424											
給 料	大都市	45=100 71,055	35.8 才	142 101,053	36.0 才	133,594	36.4 才	146,493	36.8 才	160,061	37.2 才	225
中都市												
額	小都市	45=100 62,257	35.1 才	147 92,271	34.6 才	193 120,987	35.0 才	218 136,154	35.4 才	237 148,404	35.8 才	237
額	町 村	45=100 46,859	34.1 才	117 73,128	34.3 才	166,07 108,588	34.5 才	170,360 151,865	34.5 才	186 140,460	34.5 才	257
額	市町村計	45=100 64,374	35.7 才	149 96,171	35.4 才	126,780	35.8 才	140,460	36.2 才	153,404	36.5 才	238
内 部	県											
合 計												
災 害	大都市	2283	2.7	2,622	1.8	4,875	2.5	2,442	1.1	3,029	1.2	
災 害	中都市	2,052	7.4	5,185	10.1	7,375	10.6	5,590	6.8	8,989	10.1	
災 害	小都市	1,234	12.6	2,622	12.7	3,623	12.5	3,534	10.3	5,314	14.3	
災 害	町 村	568	10.7	1,409	12.4	2,401	14.8	2,245	11.9	3,132	14.9	
災 害	市町村計	6,406	5.1	11,839	5.2	17,905	5.8	13,812	3.9	20,463	5.1	
災 害	支 出	5,344	24	1,649	0.5	171	0.0	△ 5,340	△ 1.1	4,045	1.5	
災 害	合 計	11,750	4.6	13,488	3.1	18,076	3.3	8,572	3.2	24,508	8.8	
災 害	大都市	△ 7		△ 114		2,253		△ 2,434		587		
災 害	中都市	1,153		1,465		1,821		△ 1,415		3,398		
災 害	小都市	223		795		1,001		△ 89		1,780		
災 害	町 村	657		387		992		△ 155		886		
災 害	市町村計	712		2,493		6,066		△ 4,093		6,651		
災 害	県	667		△ 2721		△ 1,478		△ 5,511		9,385		
災 害	合 計	2,392		△ 228		4,588		△ 9,604		16,036		

主な指標の推移 (2)

科 目	45年		48年		49年		50年		51年		51/ 45	
	区分	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	
基 準	大都市(2)	45=100 42,746	178	144,838	19,576	35.3	227,289	16.0	253,682	11.6	307	
財 政	中都市(7)	100 27,660	186	253	6,549	35.6	296	81,804	17.1	88,774	8.5	321
規 模	小都市(9)	100 9,751	211	295	2,046	39.7	353	31,819	19.5	37,094	7.5	380
基 準	町 村(19)	100 6,520	11,393	16,188	42.1	289	18,854	16.5	20,996	17.7	322	
財 政	市町村計(47)	100 126,700	180	228,421	31,087	36.1	286	362,466	16.6	400,545	10.5	316
規 模	合 計	100 129,421	203,730	240,704	18.1	264,173	98	277,695	5.1	215		
基 準	大都市	45=100 61,928	184	253	11,420	27.2	291	180,084	14.9	201,347	11.8	325
財 政	中都市	100 19,751	185	256	3,651	38.2	284	56,125	11.2	63,434	13.0	321
規 模	小都市	100 7,751	198	271	2,033	40.3	318	21,070	14.2	27,903	13.1	360
基 準	町 村	100 4,707	185	254	1,242	41.9	295	13,896	11.8	15,867	14.2	337
財 政	市町村計	100 94,147	186	256	24,187	37.9	292	274,775	13.9	308,550	12.3	328
規 模	合 計	100 177,72	311,510	433,713	39.2	484,446	276	522,220	6.9	594	256	
基 準	大都市	45=100 55,335	174	221	46,107	27.6	268	14,8338	21.0	163,896	10.5	296
財 政	中都市	100 19,557	190	254	4,253	33.0	305	5,611	20.9	62,527	6.5	325
規 模	小都市	100 6,659	180	258	1,522	37.4	358	2,862	24.1	24,997	4.8	375
基 準	町 村	100 3,479	194	279	9,652	43.5	346	12,029	26.1	12,753	6.0	367
財 政	市町村計	100 84,650	181	236	200,085	30.5	287	244,710	21.4	264,173	8.7	311
規 模	合 計	100 103,654	163,112	192,690	18.1	240,632	56	203,826	0.1	197		
基 準	大都市	100 188,414	168	316,566	392,775	24.1	446,572	13.7	467,999	4.8	248	
財 政	中都市	5,229	5,473	4,726	5,250	25.7	4,842	49.0	8,644	78.5		
規 模	小都市	1,472	3,058	106.4	4,629	51.4	6,322	36.6				
基 準	町 村	2,555	3,638	42.4	6,046	66.2	8,059	33.3				
財 政	市町村計	11,842	15,420	30.2	21,650	40.4	33,079	52.8				
規 模	合 計	2,884	2,746	1,068	△ 61	929	△ 130	8,309	794	288		
基 準	大都市	14,588	16,488	13.0	22,579	36.9	41,388	833				
財 政	中都市	5,574	5,286	2,731	224	354	219,446	25.2	274,444	24.9	492	
規 模	小都市	1,664	4,514	52,755	22.4	407	67,730	28.3	84,263	24.4	506	
基 準	町 村	100 5,028	316	15,889	20,446	28.7	26,322	52.3	34,484	31.0	686	
財 政	市町村計	100 80,600	260	209,634	258,927	23.5	326,009	407	269	412,450	25.5	512
規 模	合 計	100 25,296	83,359	114,726	376	185,489	61.7	232,411	25.3	919		
基 準	大合 計	105,856	291,993	373,663	28.0	504,998	35.0	644,861	27.9	609		

地方財政のやりくり

＜自治体に配分された事務事業と財源＞



昭和50年以降、地方財政は大変な赤字に悩んでいます。そのためのやりくりを51年度からグラフに表わしてみました。

自治体に配分された事務事業に必要な経費をまかない調整するために地方交付税があるのですが、それが国税の収入が伸びなやんだこともあって大巾に不足しました。不足した場合は交付税の率を引上げることが法律的に決っているにもかかわらず、国は引上げをしません。そのため上記のようなやりくりをしているのです。

この考え方の基本は、不足額の半分は地方に借金を強いる（建設地方債の増発）。残りの半分を地方交付税特別会計が大蔵省の資金運用部から借りられる。この借り入れのうち国が半分負担をする。すなわち国は全体の不足額の1/4しか負担しないというものです。これでは地方はたまりません。いきおい日常経費を切りつめろ、ということになり、住民の福祉を守る自治体の本来の仕がないがしろにされてしまうのです。

総集後編



□ 地方財政のしくみは複雑で、非常にわかりにくい状況になっています。専門的用語が多く、その内容をわかりやすくするとウッペラな感じになってしまふおそれもあり、数字のら列では見る気も起きなくなる、というわけです。しかし、あえて財政分析にとり組もうとした意図は「財政とは、支配と管理の具体的な表現である」と考えてみたからです。

□ 財政を知ることによって、権力支配のしくみや管理の形がわかる。自治体の予算・決算などをとおして支配と管理の実態をとらえることの意味を改めて問い合わせをしたい。財政を規定する法律・命令・条例・規則そして政算や予算が、はたして住民にとって望ましいものであるのかどうか。こうした問題意識が先行したまま、資料の収集にとりかかりました。

□ 「知らないうちが花」の諺どおり、多少内容がわかってくると、資料不足が目につく。分析のつっこみ不足が気にかかる。一度作ったグラフの持つ意味が、使う意図どおりに表現できないもどかしさを感じる。こうした試行錯誤をくり返すうちに、自治研集会の日時は刻々とせまってくる。こんな状態で、どうにかまとまったのがこの分析結果です。

□ この作業をご指導願った神奈川大学の渡辺精一先生に心から感謝申し上げます。また今年の1月から始まった「地方財政研究会」に熱心に参加いただいている多くの皆様に、事務局から御礼いたしたいと思います。

□ 不十分な内容については、今後の研究活動を継続することにより補充していきたいと考えています。ここに書かれた内容は、基本的には総論の域を一步も出ることができずに終っていますので、個々の自治体の、具体的な事業内容にたち入ることをさせています。したがって、各自治体の分析にあたっての指標としてご利用いただければ幸甚に存じます。（上林）

□ 自治研集会の準備で忙しい毎日を送っています。春闘も終わり、ホントしたのも束の間。でも、ホントに忙しいのは次長の方で、毎日々々、数字とにらめっこをしています。そんな訳で、4月号が欠号となってしまいました。おわびいたします。

□ さる5月17日、労連ブロックのソフトボール大会に、県本部のメンバーとして参加。次長も私も、投手やら外野手やら懸命にプレーしたのに、2敗という、なんとも残念な結果に終わってしまいました。勝敗はともかく、久し振りにボールが握れてよかったです。よかったです。

□ 労働金庫のオンライン化で振替口座の変更がありました。新しい口座は下記のとおりです。よろしく。（桜井）

1978年5月25日発行

自治研かながわ月報 第11号（4月5月合併号）

発行所 神奈川県地方自治研究センター
発行人 広田武治 編集人 上林得郎 定価 1部 200円
〒231 横浜市中区住吉町2-26 洋服会館3F ☎ 045(662)0743~4
振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

自治研かながわ月報第十一号一九七八年（昭和五十三年）五月二五日発行（毎月二五日発行）定価一部二〇〇円
発行人／広田武治
発行所／神奈川県地方自治研究センター 横浜市中区住吉町二ノ二六洋服会館三階四〇四五（六六二）〇七四三七四
印刷所／有限会社 横浜プリント

自治研センター会員募集中

会員になるには

1. 誰でも会員になります。
2. 申込書は自治労傘下の各組合、自治労県本部または自治研センター事務局にあります。会費月300円の半年分または1年分をそえてお申しこみください。
3. 申込書がないときは自治労県本部 045(681)7821、または自治研センター事務局 045(662)0743へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターのこの月報が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」（自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ定価300円）が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用できます。